

2015年2月18日 全46頁

# 流動性カバレッジ比率（LCR）の告示

【金融庁告示】国際統一基準行、2015年3月末よりLCRの段階適用

金融調査部 主任研究員  
鈴木利光

## [要約]

- 2014年10月31日、金融庁は、流動性カバレッジ比率(LCR: Liquidity Coverage Ratio)に係る「告示」(LCR告示)を公表している。
- LCRとは、「ストレス下において30日間に流出すると見込まれる資金(分母)を賄うために、短期間に資金化可能な資産(分子)を十分に保有しているかを表す指標」を指す。バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は、2010年12月に公表した「バーゼルIII」にて、新たにLCRをバーゼル規制(国際的な銀行の自己資本比率規制に関するガイドライン)に加えている。
- LCR告示は、BCBSが2013年1月に公表したLCRの最終報告(LCRテキスト)を、我が国の法律等に落とし込むものである。
- LCR告示の適用対象は、国際統一基準行である。具体的には、海外営業拠点を有する銀行、海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社、海外拠点を有する信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、最終指定親会社である。
- 当然のことながら、LCR告示の内容は、LCRテキストの内容と概ね一致している。もっとも、一点、LCR告示には、LCRテキストと比して不透明な部分がある。それは、流動性ストレス時における適格流動資産の利用の是非である。
- BCBSは、LCRテキストにて、流動性ストレス時には、適格流動資産を利用し、その結果としてLCRが100%を下回ることを許容している。
- これに対して、LCR告示では、そのような場合の取扱いが規定されていない。この点については、今後、「監督指針」の改正にて手当てがされるか否かが注目されよう。

## [目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. LCR 告示の適用対象	2
■ 3. LCR の基準の概要	3
■ 4. 適格流動資産（分子）	4
■ 5. 純資金流出額（分母）	14
■ 6. 資金流出額	14
■ 7. 資金流入額	33
■ 8. 実施時期	39
■ 9. おわりに	39
■ 【付属資料】 LCR の項目とその掛目（一覧）	40

## 1. はじめに

2014年10月31日、金融庁は、流動性カバレッジ比率（LCR: Liquidity Coverage Ratio）に係る「告示」<sup>1</sup>（以下、「LCR 告示」）を公表している<sup>2</sup>。

LCR とは、「ストレス下において30日間に流出すると見込まれる資金（分母）を賄うために、短期間に資金化可能な資産（分子）を十分に保有しているかを表す指標」<sup>3</sup>を指す。バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、2010年12月に公表した「バーゼルⅢ」にて、新たにLCRをバーゼル規制（国際的な銀行の自己資本比率規制に関するガイドライン）に加えている。

LCR 告示は、BCBSが2013年1月に公表したLCRの最終報告（以下、「LCR テキスト」）<sup>4</sup>を、我が国の法律等に落とし込むものである。

本稿では、LCR 告示の概要を紹介する。

## 2. LCR 告示の適用対象

LCR 告示の適用対象は、「国際統一基準行」である。

具体的には、海外営業拠点を有する銀行、海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社、海外拠点を有する信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金

<sup>1</sup> 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準」等をいう。

<sup>2</sup> 金融庁ウェブサイト参照 (<http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20141031-5.html>)  
(同サイトに「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」も掲載)

<sup>3</sup> 金融庁「流動性カバレッジ比率に係る告示案の公表について」（2014年7月）

<sup>4</sup> LCR テキストの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「流動性カバレッジ比率（バーゼルⅢ）」（鈴木利光）[2013年3月18日]  
([http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130318\\_006942.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130318_006942.html))

庫、最終指定親会社<sup>5</sup>である。

以下、本稿で「国際統一基準行等」といった場合、これらの国際統一基準行とその連結子法人等<sup>6</sup>を総称しているものとする。

### 3. LCR の基準の概要

前述のとおり、LCR とは、「ストレス下において 30 日間に流出すると見込まれる資金（分母）を賄うために、短期間に資金化可能な資産（分子）を十分に保有しているかを表す指標」<sup>7</sup>を指す。

LCR テキストでは、「適格流動資産」を「30 日間のストレス期間に必要となる流動性」で除することによって得た割合を 100%以上とすべき旨定めている（図表 1 参照）。

図表 1 LCR テキスト : LCR の基準の概要①

$$\text{LCR} = \frac{\text{適格流動資産}}{\text{30日間のストレス期間に必要となる流動性}} \geq 100\%$$

（出所）金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルⅢテキストの公表等について」

これを言い換えると、銀行は「ストレス下において 30 日間に流出すると見込まれる資金（分母）を賄うために、短期間に資金化可能な資産（分子）を十分に保有」<sup>8</sup>していなければならないということになる。

LCR 告示では、LCR の基準として、「算入可能適格流動資産の合計額」を「純資金流出額」で除することによって得た割合を 100%以上とすべき旨定めている（図表 2 参照）。

図表 2 LCR 告示 : LCR の基準の概要②

$$\text{LCR} = \frac{\text{算入可能適格流動資産の合計額}}{\text{純資金流出額（＝資金流出額－資金流入額）}} \geq 100\%$$

（注 1）単体及び連結での遵守が求められる（（海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする）銀行持株会社と最終指定親会社については連結のみ）。

（注 2）商工組合中央金庫については、「LCR $\geq$ 100%」の遵守は努力目標。

（出所）LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

<sup>5</sup> 「最終指定親会社」とは、金融商品取引法上の特別金融商品取引業者（総資産の額が 1 兆円を超える証券会社）を子会社に持つグループの頂点となるべき親会社をいう。

<sup>6</sup> 「連結子法人等」とは、バーゼル規制上の連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれる者をいう。

<sup>7</sup> 金融庁「流動性カバレッジ比率に係る告示案の公表について」（2014 年 7 月）

<sup>8</sup> 金融庁「流動性カバレッジ比率に係る告示案の公表について」（2014 年 7 月）

LCR の算式における「算入可能適格流動資産の合計額」（分子）及び「純資金流出額」（分母）を計算する場合において、外国通貨をもって金額を表示するものがあるときは、当該金額を、LCR の算出の際に基準とする日（以下、「基準日」）における外国為替の売買相場により本邦通貨（円）に換算した額を用いる。

なお、LCR テキストと LCR 告示との間で、表現の違いはあるものの、LCR の基準の内容に相違はない点に留意されたい。

## 4. 適格流動資産（分子）

### (1) 特徴

適格流動資産とは、「①ストレス時においても大きく減価することなしに換金できる資産（『高品質な流動資産』）であって②換金に係る障害が無い（『運用上の要件』を満たす）もの」<sup>9</sup>をいう（図表 3 参照）。LCR の算式における分子に該当する（図表 1・2 参照）。

図表 3 LCR 告示：適格流動資産①



（出所）金融庁/日本銀行「流動性規制（流動性カバレッジ比率）に関するバーゼルⅢテキスト公表」（2013年1月）

適格流動資産は、会計上の認識基準である約定日とは異なり、受渡日において計上又は非計上を認識する<sup>10</sup>。

### (2) カテゴリーと算入上限

高品質な流動資産は、その流動性の高さに応じて、「レベル1資産」と「レベル2資産」の2つのカテゴリーに分類される。さらに、レベル2資産は、その流動性の高さに応じて、「レベル2A資産」と「レベル2B資産」の2つのカテゴリーに分類される。

高品質な流動資産のうち、運用上の要件を満たし、適格流動資産に該当するものを、それぞれ

<sup>9</sup> 金融庁/日本銀行「流動性規制（流動性カバレッジ比率）に関するバーゼルⅢテキスト公表」（2013年1月）

<sup>10</sup> 「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No. 14 参照

れ「適格レベル1資産」、「適格レベル2資産」（「適格レベル2A資産」及び「適格レベル2B資産」）という。

適格レベル1資産には、算入上限はない。これに対して、適格レベル2資産には、適格流動資産全体の40%（掛目適用後）という算入上限が設けられている。さらに、適格レベル2B資産にも、適格流動資産全体の15%（掛目適用後）という算入上限が設けられている（図表4参照）。

**図表4 LCR 告示：適格流動資産②**



（出所）LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

### （3）算入可能適格流動資産の合計額

算入可能適格流動資産の合計額は、次の算式によって算出される。

#### 【算入可能適格流動資産の合計額】

$$\begin{aligned} \text{算入可能適格流動資産の合計額} = & \\ & \text{「適格レベル1資産の合計額」} + \text{「適格レベル2A資産（掛目適用後）の合計額」} + \text{「適格レベル2B資産（掛目適用後）の合計額」} \\ & - \text{「レベル2B資産の15%上限に係る調整額」} - \text{「レベル2資産の40%上限に係る調整額」} \end{aligned}$$

（出所）LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

前記の「レベル2B資産の15%上限に係る調整額」とは、次の算式によって算出された額をいう（当該額がゼロを下回る場合はゼロとする。）。

## 【レベル 2B 資産の 15% 上限に係る調整額】

$$\begin{aligned} & \text{「レベル 2B 資産の 15\% 上限に係る調整額」} = \\ & \text{「レベル 2B 資産調整後残高」}^{*1} \\ & - \min \{ (\text{「レベル 1 資産調整後残高」}^{*2} + \text{「レベル 2A 資産調整後残高」}^{*3}) \times 15/85, \\ & \text{「レベル 1 資産調整後残高」}^{*2} \times 15/60 \} \geq 0 \end{aligned}$$

- (※1) 「レベル 2B 資産調整後残高」とは、レポ形式の取引等 (p. 7 参照) 及び中央銀行有担保資金取引 (p. 12 参照) (用いられる有価証券が高品質な流動資産 (図表 3 参照) に該当するものである取引に限る。(※2) (※3) において同じ。) のうち基準日から 30 日を経過する日までの間に満期が到来するものにつき基準日に解消されたものとみなして計算されたレベル 2B 資産 (75% 又は 50% の掛目適用後) の合計額をいう。
- (※2) 「レベル 1 資産調整後残高」とは、レポ形式の取引等及び中央銀行有担保資金取引のうち基準日から 30 日を経過する日までの間に満期が到来するものにつき基準日に解消されたものとみなして計算されたレベル 1 資産 (100% の掛目適用後) の合計額をいう。
- (※3) 「レベル 2A 資産調整後残高」とは、レポ形式の取引等及び中央銀行有担保資金取引のうち基準日から 30 日を経過する日までの間に満期が到来するものにつき基準日に解消されたものとみなして計算されたレベル 2A 資産 (85% の掛目適用後) の合計額をいう。
- (出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

前記 (p. 5) の「レベル 2 資産の 40% 上限に係る調整額」とは、次の算式によって算出された額をいう (当該額がゼロを下回る場合はゼロとする。)

## 【レベル 2 資産の 40% 上限に係る調整額】

$$\begin{aligned} & \text{「レベル 2 資産の 40\% 上限に係る調整額」} = \\ & \text{「レベル 2A 資産調整後残高」} + \text{「レベル 2B 資産調整後残高」} \\ & - \text{「レベル 2B 資産の 15\% 上限に係る調整額」} \\ & - (\text{「レベル 1 資産調整後残高」} \times 2/3) \geq 0 \end{aligned}$$

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

#### (4) レベル 1 資産

レベル 1 資産は、流動性が高いことから、適格流動資産 (適格レベル 1 資産) としての算入上限がなく、ヘアカットの適用も不要である<sup>11</sup>。

レベル 1 資産は、概ね、現金、中銀預金、国債に限定される。

具体的には、レベル 1 資産とは、次の資産をいう。

## 【レベル 1 資産】

一、貨幣及び紙幣 (外貨を含む) 並びに銀行券<sup>(※1)</sup>

<sup>11</sup> LCR の算出にあたっては、レベル 1 資産の価値は時価を上限とする。

二. 中央銀行等<sup>(※2)</sup>への預け金であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

- イ 契約に基づき、国際統一基準行等が払い戻しをいつでも受けることができること。
- ロ 当該預け金の額の範囲において、国際統一基準行等が中央銀行等<sup>(※2)</sup>から期限の定めのある借入れ<sup>(※3)</sup>を行うことができること。

三. 中央政府<sup>(※4)</sup>、中央銀行等<sup>(※2)</sup>、中央政府以外の公共部門<sup>(※5)</sup>、国際決済銀行 (BIS)、国際通貨基金 (IMF)、欧州中央銀行 (ECB)、欧州共同体 (EC)、国際開発銀行又は欧州安定メカニズム (ESM) その他これに準ずるものが発行又は元本の償還及び利息の支払について保証する債券等<sup>(※6)</sup>であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの<sup>(※7)</sup>

- イ 債務者が金融機関等<sup>(※8)</sup>又はその子会社若しくは関連会社でないこと。
- ロ 適用されるリスク・ウェイトが0%であること。
- ハ 売買、レポ形式の取引等<sup>(※9)</sup>その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。
- ニ 過去の市場流動性ストレス期<sup>(※10)</sup>においても、市場での売却、レポ形式の取引等<sup>(9)</sup>その他これらに準ずる手段で処分することにより必要な資金を調達すること（以下、「現金化」）が可能であったこと。

四. 0%を上回るリスク・ウェイトが適用される中央政府<sup>(※4)</sup>又は中央銀行等<sup>(※2)</sup>が発行する債券のうち、国際統一基準行の海外営業拠点等<sup>(※11)</sup>が所在する国又は地域の中央政府<sup>(※4)</sup>又は中央銀行等<sup>(※2)</sup>が当該国又は地域の通貨建てで発行及び調達したものであって、次に掲げる要件の全てを満たすもの<sup>(※12)</sup>

- イ 売買、レポ形式の取引等<sup>(※9)</sup>その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。
- ロ 過去の市場流動性ストレス期<sup>(※10)</sup>においても現金化が可能であったこと。

五. 0%を上回るリスク・ウェイトが適用される中央政府<sup>(※4)</sup>又は中央銀行等<sup>(※2)</sup>が発行する債券のうち、我が国又は海外営業拠点等<sup>(※11)</sup>が所在する国又は地域の中央政府<sup>(※4)</sup>又は中央銀行等<sup>(※2)</sup>が域外通貨<sup>(※13)</sup>建てで発行及び調達したものであって、四. イ及びロに掲げる要件の全てを満たすもの<sup>(※14)</sup>

(※1) 日本銀行及び外国中央銀行等が発行する銀行券をいう。

(※2) 日本銀行及び外国中央銀行等をいう。

(※3) 借入れを行った日の翌日を弁済日とするものについては、弁済日が自動的に更新されるものに限る。

(※4) 日本政府及び外国政府をいう。

(※5) 次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

- ・ 我が国の地方公共団体
- ・ 地方公共団体金融機構
- ・ 我が国の政府関係機関
- ・ 土地開発公社
- ・ 地方住宅供給公社
- ・ 地方道路公社
- ・ 外国の中央政府以外の公共部門

- (※6) 債券、為替手形その他これらに類するものをいう。
- (※7) ロからニまでに掲げる要件については、基準日から 30 日前までの間のいずれかの日において満たしていた資産であれば、基準日において当該要件を満たしているものとみなすことができる。
- (※8) 金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、流動性に係るリスク管理の観点から重要性が低いと認められる者を除く。）をいう。
- (※9) 担保付で行う有価証券の貸借取引及び有価証券の買戻又は売戻条件付売買その他これらに準ずるもの（中央銀行有担保資金取引（p. 12 参照）を除く。）をいう。
- (※10) 過去の流動性ストレス期（p. 16 参照）のうち、市場における流動性の逼迫が顕著な規模で生じていたと認められるものをいう。
- (※11) 国際統一基準行等の本店若しくは主たる事務所若しくは営業所又は支店若しくは従たる事務所若しくは営業所であって、外国に所在するものをいう。
- (※12) イ及びロに掲げる要件については、基準日から 30 日前までの間のいずれかの日において満たしていた資産であれば、基準日において当該要件を満たしているものとみなすことができる。
- (※13) 当該国又は地域の通貨以外の通貨をいう。
- (※14) ただし、当該国又は地域の中央政府（※4）又は中央銀行等（※2）が当該域外通貨（※13）建てで発行及び調達したものの額の合計額が、国際統一基準行等の当該国又は地域における業務に関して当該域外通貨（※13）について算出した純資金流出額（p. 14 参照）を上回る場合には、適格流動資産の額は、当該純資金流出額に相当する部分に限る。
- （出所）LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

## (5) レベル 2A 資産

レベル 2A 資産には、適格流動資産（適格レベル 2A 資産）として LCR の分子に算入するにあたって、各々の時価に対して 15% のヘアカット（85% の掛目）が適用される。

レベル 2A 資産は、概ね、リスク・ウェイトが 20% の政府・中銀・公共セクターの証券・保証債、及び高品質（AA-以上）の非金融社債、カバード・ボンド、事業会社 CP（コマーシャル・ペーパー）が対象になる。

具体的には、レベル 2A 資産とは、次の資産（レベル 1 資産を除く。）をいう。

### 【レベル 2A 資産】

- 一、中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門又は国際開発銀行が発行又は元本の償還及び利息の支払について保証する債券であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの<sup>(※1)</sup>
- イ 債務者が金融機関等又はその子会社若しくは関連会社でないこと。
- ロ 適用されるリスク・ウェイトが 20% 以下であること。
- ハ 売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。
- ニ 過去の市場流動性ストレス期において、時価が 10% を超えて下落していないこと又は担保掛目<sup>(※2)</sup> が 10% ポイントを超えて下落していないこと。
- 二、事業法人等<sup>(※3)</sup> <sup>(※4)</sup> が発行する社債若しくはコマーシャル・ペーパー又はカバード・ボンド<sup>(※5)</sup> であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの<sup>(※1)</sup>
- イ 社債又はコマーシャル・ペーパーである場合には、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- (1) 市場において一般に広く取引されている社債又はコマーシャル・ペーパーと同様の



内容が定められたものであって、公開された情報のみに基づき市場において標準的に用いられる手法により評価することが容易であること。

(2) 元本及び利息の支払について劣後的内容を有する特約が付されていないこと。

- ロ 適格格付機関から AA-以上の長期個別格付又は債務者信用力格付（いずれもが付与されていない場合は同等の短期個別格付）を付与されているか、内部格付のデフォルト確率（PD）が AA-以上に相当すること（無格付の場合に限る。）。
- ハ 売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。
- ニ 過去の市場流動性ストレス期において、時価が 10%を超えて下落していないこと又は担保掛目<sup>(※2)</sup>が 10%ポイントを超えて下落していないこと。

(※1) ロからニまでに掲げる要件については、基準日から 30 日前までの間のいずれかの日において満たしていた資産であれば、基準日において当該要件を満たしているものとみなすことができる。

(※2) デリバティブ取引等（p. 12 参照）に係る契約における担保又はレポ形式の取引等若しくは中央銀行有担保資金取引（p. 12 参照）に係る契約における差入資産（p. 12 参照）若しくは受入資産（脚注 29 参照）の種類ごとに契約において定められた料率であって、資産の時価又は額面額に乗じることで当該契約における担保価値を算出するためのものをいう。

(※3) 法人、個人事業者その他これらに準ずるもの（法人でない社団又は財団を含み、金融機関等に該当するものを除く。）をいう。

(※4) 金融機関等の子会社又は関連会社を除く。

(※5) 国際統一基準行等と密接な関係を有する者が発行するものを除く。

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

## (6) レベル 2B 資産

レベル 2B 資産には、適格流動資産（適格レベル 2B 資産）として LCR の分子に算入するにあたって、各々の時価に対して 25%又は 50%のヘアカット（75%又は 50%の掛目）が適用される。

レベル 2B 資産は、概ね、高品質（AA+以上）の住宅ローン担保証券（RMBS: Residential Mortgage Backed Securities）、リスク・ウェイトが 50%の政府・中銀の証券、高品質（BBB-以上）の非金融社債、及び非金融法人の上場株式（主要インデックス構成銘柄）が対象になる。

具体的には、レベル 2B 資産とは、次の資産（レベル 1 資産及びレベル 2A 資産を除く。）をいう。

### 【レベル 2B 資産】

一. RMBS であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの（掛目：75%）<sup>(※1)</sup>

- イ 国際統一基準行等又は国際統一基準行等と密接な関係を有する者によって発行されたものではないこと。
- ロ 国際統一基準行等又は国際統一基準行等と密接な関係を有する者が原資産を構成する住宅ローン債権に係る当初の債権者ではないこと。
- ハ 原資産が住宅ローン債権のみによって構成されており、資産証券化商品その他これに類

するものが含まれていないこと。

ニ 原資産を構成する住宅ローン債権が、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 住宅ローン債権に係る抵当権の実行に際して、当該抵当権の目的である不動産の処分代金が住宅ローン債権の額を下回る場合、債務者が当該抵当権実行後の住宅ローン債権に係る債務の残額を弁済する義務を負うものであること。

(2) RMBS の発行時において、住宅ローン債権に係る LTV (Loan To Value ratio) <sup>(※2)</sup> の平均が 80%以下であること。

ホ 発行された国又は地域において、リスク・リテンション <sup>(※3)</sup> に係る措置が採られていること。

ヘ 適格格付機関から AA 以上の長期個別格付又は債務者信用力格付（いずれもが付与されていない場合は同等の短期個別格付）を付与されていること。

ト 売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。

チ 過去の市場流動性ストレス期において、時価が 20%を超えて下落していないこと又は担保掛目が 20%ポイントを超えて下落していないこと。

二. 中央政府、中央銀行等又は中央政府以外の公共部門が発行し、又は元本の償還及び利息の支払について保証する債券であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの（掛目：50%）<sup>(※4)</sup>

イ 適用されるリスク・ウェイトが 50%以下であること。

ロ 売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。

ハ 過去の市場流動性ストレス期において、時価が 20%を超えて下落していないこと又は担保掛目が 20%ポイントを超えて下落していないこと。

三. 事業法人等が発行する社債又はコマーシャル・ペーパーであって、次に掲げる要件の全てを満たすもの（掛目：50%）<sup>(※5)</sup>

イ 市場において一般に広く取引されている社債又はコマーシャル・ペーパーと同様の内容が定められたものであって、公開された情報のみに基づき市場において標準的に用いられる手法により評価することが容易であること。

ロ 元本及び利息の支払について劣後的内容を有する特約が付されていないこと。

ハ 適格格付機関から BBB-以上の長期個別格付又は債務者信用力格付（いずれもが付与されていない場合は同等の短期個別格付）を付与されているか、内部格付のデフォルト確率（PD）が BBB-以上に相当すること（無格付の場合に限る。）。

ニ 売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。

ホ 過去の市場流動性ストレス期において、時価が 20%を超えて下落していないこと又は担保掛目が 20%ポイントを超えて下落していないこと。

四. 事業法人等の株式<sup>(※6)</sup> であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの (掛目: 50%)<sup>(※7)</sup>

イ 取引所金融商品市場<sup>(※8)</sup> 又は外国金融商品市場<sup>(※9)</sup> において取引され、中央清算機関<sup>(※10)</sup> を通じて決済されるものであること。

ロ 主要な株価指数 (インデックス)<sup>(※11)</sup> の構成銘柄であること。

ハ 外国の事業法人等の株式である場合には、当該国又は地域の通貨建てのものであり、かつ、海外営業拠点等が当該国又は地域に所在していること。

ニ 過去の市場流動性ストレス期において、時価が 40%を超えて下落していないこと又は担保掛目が 40%ポイントを超えて下落していないこと。

(※1) へからチまでに掲げる要件については、基準日から 30 日前までの間のいずれかの日において満たしていた資産であれば、基準日において当該要件を満たしているものとみなすことができる。

(※2) 当該住宅ローン債権の額の、抵当権の目的である不動産の価額に対する割合をいう。

(※3) RMBS の発行者が、その発行後においても、原資産を構成する住宅ローン債権に係るリスクの一部を負担することをいう。

(※4) イからハまでに掲げる要件については、基準日から 30 日前までの間のいずれかの日において満たしていた資産であれば、基準日において当該要件を満たしているものとみなすことができる。

(※5) ハからホまでに掲げる要件については、基準日から 30 日前までの間のいずれかの日において満たしていた資産であれば、基準日において当該要件を満たしているものとみなすことができる。

(※6) 外国法人が発行するものを含む。

(※7) イ、ロ及びニに掲げる要件については、基準日から 30 日前までの間のいずれかの日において満たしていた資産であれば、基準日において当該要件を満たしているものとみなすことができる。

(※8) 金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場をいう。

(※9) 金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいう。

(※10) 金融商品取引法第 2 条第 28 項に規定する「金融商品債務引受業」を営む者及び外国の法令に準拠して設立された法人であって、外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う者をいう。

(※11) 我が国の事業法人等の株式 (円建てのものに限る。) であれば東証株価指数を、LCR (又はこれと類似の基準) を適用している国又は地域の事業法人等の株式であれば当該国又は地域の監督当局が定めた株価指数を、そしてそれ以外の国又は地域の事業法人等の株式であれば当該国又は地域において主要と一般的に認められる株価指数をいう。

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

## (7) 運用上の要件

前述 (p. 4) のとおり、適格流動資産とは、「①ストレス時においても大きく減価することなしに換金できる資産 (『高品質な流動資産』) であって②換金に係る障害が無い (『運用上の要件』を満たす) もの」<sup>12)</sup>をいう (図表 3 参照)。

運用上の要件とは、「自由処分性」、「管理の適正性」及び「自由移動性」をいう。以下、それぞれの要件を紹介する。

<sup>12)</sup> 金融庁/日本銀行「流動性規制 (流動性カバレッジ比率) に関するバーゼルⅢテキスト公表」(2013 年 1 月)

## ① 自由処分性

運用上の要件のうち、「自由処分性」とは、高品質な流動資産（レベル1資産及びレベル2資産）に係る次の一から八までに掲げる全ての要件又は九に掲げる要件をいう。

### 【運用上の要件：自由処分性】

- 一. 担保又は差入資産<sup>(※1)</sup>として提供されておらず、かつ、信用補完<sup>(※2)</sup>のために用いられていないこと。
- 二. 基準日から30日を経過する日までの間の一般管理費その他費用の支払に用いるために他の資産と区分して管理されているものではないこと。
- 三. 国際統一基準行等がレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引<sup>(※3)</sup>により取引相手方から受け入れたものである場合には、国際統一基準行等がレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引<sup>(※3)</sup>により第三者に譲渡し又は差入資産<sup>(※1)</sup>として差し入れておらず、かつ、現金化について法令又は契約その他に基づく制限が存在しないこと。
- 四. 国際統一基準行等がデリバティブ取引等<sup>(※4)</sup>により取引相手方から担保として受け入れたものである場合には、他の資産と区分して管理されておらず、かつ、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引<sup>(※3)</sup>により第三者に譲渡し又は差入資産<sup>(※1)</sup>として差し入れることについて、法令又は契約その他に基づく制限が存在しないこと。
- 五. 国際統一基準行等が取引相手方から無担保で借り入れたものである場合には、基準日から30日を経過する日までの間に返還を求める権利を当該取引相手方が有していないこと。
- 六. 市場での売却以外の方法による現金化が困難である場合には、流動性ストレス時<sup>(※5)</sup>に行おうとする市場での売却が法令上制限されないこと。
- 七. 流動性ストレス時<sup>(※5)</sup>の現金化及び当該現金化により取得した金銭を利用することが、国際統一基準行等の事業戦略及びリスク管理の方針に反するものではないこと。
- 八. 前記一から七に掲げるもののほか、国際統一基準行等が基準日から30日を経過する日までの間に当該流動資産の現金化を制限する事由が存在しないこと。
- 九. 中央銀行等若しくは中央政府以外の公共部門への預け金又は次に掲げる者に対して担保として用いるために予め差し入れた資産であって、基準日時点において担保として実際に用いられていないもの<sup>(※6)</sup>であること。
  - イ 中央銀行等
  - ロ 中央政府以外の公共部門
  - ハ 中央清算機関、資金清算機関<sup>(※7)</sup>及び振替機関<sup>(※8)</sup>その他専ら資金及び有価証券の決済、振替又は清算を業として行う者

(※1) レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引において、国際統一基準行等が取引相手方に差し入れて

- いる資産をいう。
- (※2) 第三者の債務の履行が困難になった場合に当該債務の履行を担保するための措置をいう。
  - (※3) 中央銀行等との間で担保付きで行う有価証券の貸借取引及び有価証券の買戻又は売戻条件付売買その他これらに類するもの（有価証券に該当しない資産を用いる取引を含む。）をいう。
  - (※4) 金融商品取引法第2条第21項に規定する「市場デリバティブ取引」、同条第22項に規定する「店頭デリバティブ取引」及び同条第23項に規定する「外国市場デリバティブ取引」その他これらに類するもの（選択権付債券売買（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第108条第1項第9号）を含む。）をいう。
  - (※5) 国際統一基準行等固有又は市場全体の要因により、国際統一基準行等の資金の流出及び資金調達能力の低下が顕著な規模で生じている状態が継続する場合をいう。
  - (※6) 担保として実際に用いられているものが契約において特定されない場合には、担保として実際に用いられていない額以下の額である、国際統一基準行等が担保として用いられていないとみなす任意の資産をいう。
  - (※7) 「資金決済に関する法律」第2条第6項に定める資金清算機関をいう。
  - (※8) 「社債、株式等の振替に関する法律」第2条第2項に定める振替機関をいう。
- (出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

## ② 管理の適正性

運用上の要件のうち、「管理の適正性」とは、高品質な流動資産（レベル1資産及びレベル2資産）に係る次に掲げる全ての要件をいう。

### 【運用上の要件：管理の適正性】

- 一、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
  - イ 国際統一基準行等において流動性の管理を行う部署（以下、「流動性管理部署」）が、流動性ストレス時における現金化を目的として、他の資産と区分して管理していること。
  - ロ 流動性ストレス時において、流動性管理部署が、当該流動資産の現金化により取得した金銭を流動性の管理のために自由に利用することが随時できる体制を整備していること。
- 二、当該流動資産の現金化を随時に行うために必要な手続及びシステム<sup>(※)</sup>が整備されていること。
- 三、流動性ストレス時において、同じ種類の資産の現金化に通常必要と考えられる期間内に流動性管理部署が当該高品質な流動資産を現金化することが可能であること。
- 四、前記一から三に掲げるもののほか、流動性管理部署が、現金化のために必要な権限及び能力を保持していること。

(※) 流動性管理部署が高品質な流動資産の現金化に必要な情報を収集する体制を含む。

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

## ③ 自由移動性

運用上の要件のうち、「自由移動性」とは、高品質な流動資産（レベル1資産及びレベル2資産）に係る次に掲げるいずれかの要件をいう。

**【運用上の要件：自由移動性】**

- 一. 当該高品質な流動資産を海外営業拠点等又は国内に所在する本店若しくは主たる事務所若しくは営業所若しくは支店若しくは従たる事務所若しくは営業所（以下、「営業拠点等」）が保有している場合に、当該高品質な流動資産又は当該営業拠点等が当該高品質な流動資産の現金化により取得した金銭を国際統一基準行等の内部で移動させること<sup>(※)</sup>が、当該営業拠点等に適用される法令又は規制その他に照らし困難と認められないこと。
- 二. 営業拠点等が保有する高品質な流動資産であって、当該営業拠点等について算出した純資金流出額（分母）を上回らない部分に相当するものであること。

(※) 当該高品質な流動資産が外国通貨建てである場合には、当該高品質な流動資産の現金化により取得する当該外国通貨建ての金銭について本邦通貨建ての金銭への両替を行うことを含む。

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

## 5. 純資金流出額（分母）

純資金流出額とは、次の算式によって算出された額をいう。LCR の算式における分母に該当する（図表 1・2 参照）。

**【純資金流出額（分母）】**

$$\text{純資金流出額（分母）} = \text{「資金流出額」} - \text{「資金流入額」}^{(※)}$$

(※) 資金流入額の合計額は、資金流出額の合計額の 75% を上限とする。

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

前記の算式における「資金流出額」と「資金流入額」の概要は、それぞれ 6. と 7. を参照されたい。

## 6. 資金流出額

### (1) 資金流出額の内訳

資金流出額は、次に掲げる額を合計することにより算出する。

**【資金流出額の内訳】**

- 一. リテール無担保資金調達に係る資金流出額
- 二. ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額
- 三. 有担保資金調達等に係る資金流出額
- 四. デリバティブ取引等に係る資金流出額
- 五. 資金調達プログラムに係る資金流出額

六. コミットメント・ライン（与信・流動性ファシリティ）に係る資金流出額

七. 資金提供義務に基づく資金流出額

八. 偶発事象に係る資金流出額

九. その他資金流出額

（出所）LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

前記一から九の資金流出額の概要については、それぞれ（2）から（10）を参照されたい。

## （2）リテール無担保資金調達に係る資金流出額

「リテール無担保資金調達に係る資金流出額」とは、「リテール無担保資金調達」に係る資金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

「リテール無担保資金調達」とは、リテール預金<sup>13</sup>、中小企業等預金<sup>14</sup>又はリテール負債性有価証券<sup>15</sup>による資金の調達をいう。

リテール無担保資金調達の категорияとその資金流出率は、次の①から③のとおりである。

### ① 安定預金（資金流出率：原則 5%）

リテール預金、中小企業等預金又はリテール負債性有価証券のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであって、実効的な預金保険制度<sup>17</sup>により預金保護が行われる部分（以下、「安

<sup>13</sup> 「リテール預金」とは、国際統一基準行等が個人（個人事業者を除く。）から受け入れた預金等（預金保険法第2条第2項に規定する預金等その他これに類するもの（譲渡性預金に該当するものを除く。）をいう。）をいう。

<sup>14</sup> 「中小企業等預金」とは、国際統一基準行等が中小企業等から受け入れた預金等をいう。

<sup>15</sup> 「負債性有価証券」とは、国際統一基準行等が発行する社債券その他の金銭債権が表示された有価証券であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- 一. 基準日から30日を経過する日までの間に債務の弁済又は義務の履行（以下、「債務の弁済等」）の日が到来するもの
- 二. 債務の弁済等の日の定めがないものであって、債権者が債務者に対して債務の弁済等の請求を行った場合に、基準日から30日を経過する日までの間に債務者が当該債務の弁済等を行わなければならないことが契約において定められているもの
- 三. 国際統一基準行等が任意に期限前弁済等（期限前弁済又は期限前償還をいう。）を行うことができるもののうち、基準日から30日を経過する日までの間に期限前弁済等を行う蓋然性が高いと認められるもの

<sup>16</sup> 「リテール負債性有価証券」とは、国際統一基準行等が発行する負債性有価証券であって、取得及び保有できる者が個人又は中小企業等に限定されるものをいう。

<sup>17</sup> 「実効的な預金保険制度」とは、預金保険制度のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- 一. 速やかに預金保護を行うことが可能であること。
- 二. 預金保護の対象となる預金等の範囲が明確であること。
- 三. 預金等の一部のみが預金保護の対象とされる場合においては、預金等の額にのみ基づいて預金保護の対象とされる上限額が決められるものであって、かつ、当該上限額以下の部分の全額につき預金保護の対象とされるものであること。
- 四. 預金保護の対象となる預金等の預金者等（預金者その他の預金等に係る債権者をいう。）にとって公知

定預金」)の資金流出率は、5%とする。

#### 【安定預金】

- 一. 預金者等と国際統一基準行等との継続的な取引関係により、預金等の払戻しを請求する蓋然性が低いと認められること。
- 二. 預金者等が日常用いる預金口座に預け入れたものであること。

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

もともと、安定預金のうち、実効的な預金保険制度であって次に掲げる要件の全てを満たすもの(預金保険法の規定に基づき預金保険機構が実施するものを含む。)により預金保護が行われる部分の**資金流出率は、3%とすることが認められる。**

#### 【安定預金の資金流出率を3%とすることが認められる実効的な預金保険制度】

- 一. 対象となる金融機関等から預金保護に係る保険料を定期的に徴収することにより、預金保護のために必要な準備金その他これに類する金銭が積み立てられていること。
- 二. 預金保護を行うに際して必要となる準備金その他これに類する金銭からの支払が多額である場合に、政府による保証及び政府からの借入れその他当該金銭の支払に必要な資金を速やかに調達するための適切な方法が整備されていること。
- 三. 預金保護が行われる場合に、当該預金保護の適用についての判断が行われた後7営業日以内に、預金者等がその預金等を利用することが可能であること。
- 四. 預金保険制度が適用される国又は地域における過去の流動性ストレス期<sup>(※)</sup>において、当該預金保険制度が適用される金融機関等について、その安定預金の総額のうち実際に払戻しを行った預金等の額の占める割合が3%を下回ること。

(※) 過去において発生した状況であって、流動性ストレス時に準ずるものが30日間継続していた場合をいう。  
(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

我が国の預金保険制度・貯金保険制度は、上記の安定預金に係る資金流出率の特例(資金流出率3%)の要件を満たす<sup>18</sup>。

## ② 準安定預金 (資金流出率：原則10%)

リテール預金、中小企業等預金又はリテール負債性有価証券のうち、安定預金に該当しないもの(以下、「準安定預金」)の資金流出率は、10%とする。

もともと、準安定預金のうち、次に掲げる預金等について、過去の流動性ストレス期に生じ

の制度であること。

<sup>18</sup> 金融庁「流動性規制に関するQ&A」第20条-Q5参照



た資金流出の割合の実績が 10%を上回る場合には、当該資金流出額の割合の実績に基づき、当該預金等ごとに 10%を上回る資金流出率を設定しなければならない。

**【10%を上回る資金流出率の設定が求められる準安定預金】**

- 一. 外貨預金
- 二. 流動性リスクの内部管理上で定める区分に対応する預金等（外貨預金を除く。）

（出所）LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

**③ リテール安定的定期預金及び中小企業等安定的定期預金（資金流出率：0%）**

リテール安定的定期預金及び中小企業等安定的定期預金の資金流出率は、0%とする。

「リテール安定的定期預金」及び「中小企業等安定的定期預金」とは、それぞれリテール預金又は中小企業等預金のうち、「安定的定期預金」に該当するものをいう。

「安定的定期預金」とは、国際統一基準行等が受け入れている預金等であって、次のいずれかに該当するものをいう。

**【安定的定期預金】**

- 一. 基準日から当該預金等に係る契約において定める預入期間の末日までの期間が 30 日を超えるものであって、次のいずれかに該当するもの
  - イ 基準日から 30 日を経過する日までの間において、法令又は当該預金等に係る契約に基づき預金者等が当該預金等の払戻しを請求することができないもの<sup>(※1)</sup>
  - ロ 当該預金等に係る契約において、預金者等が当該預金等の全部又は一部を解約しようとする場合に、当該全部又は一部の解約により預金者等に生じる損失を著しく上回る額の手数料、違約金その他これらに類するものの支払が求められるもの
- 二. 預入期間の定めがなく、かつ、当該預金等の払戻しを行う日から一定期間（以下、「通知期間」）前までに預金者等から払戻しの請求を行った場合に限り国際統一基準行等が当該請求に応じることが当該預金等に係る契約に定められているものであって、次のいずれかに該当するもの
  - イ 通知期間が 30 日を超える預金等であって、通知期間より前に預金者等が預金等の払戻しの請求を行わない限り、法令又は当該預金等に係る契約に基づき預金者等が当該預金等の払戻しを受けることができないもの<sup>(※2)</sup>
  - ロ 一. ロに掲げるもの

（※1）当該期間において預金者等による払戻しの請求に実際に応じているものを除く。

（※2）法令の規定又は当該預金等に係る契約の定めにかかわらず、預金者等が預金等の払戻しの請求を行った日から 30 日を経過する日までの間において預金者等による払戻しの請求に実際に応じているものを除く。

（出所）LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

#### ④ 海外営業拠点等における特例

海外営業拠点等が所在する国又は地域において LCR（又はこれと類似の基準）が適用されており、かつ、リテール無担保資金調達について当該 LCR（又はこれと類似の基準）において定められた資金流出率が前記①から③に記載する資金流出率よりも大きい場合には、当該国又は地域におけるリテール無担保資金調達については、前記①から③にかかわらず、当該 LCR（又はこれと類似の基準）において定められた資金流出率を適用しなければならない。

### (3) ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額

「ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額」とは、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

ホールセール無担保資金調達<sup>1920</sup>の категорияとその資金流出率は、次の①から⑤のとおりである。

#### ① 事業法人等、中央政府、中央銀行等、国際開発銀行又は中央政府以外の公共部門からのホールセール無担保資金調達（資金流出率：20%又は40%）

事業法人等、中央政府、中央銀行等、国際開発銀行又は中央政府以外の公共部門からのホールセール無担保資金調達（負債性有価証券に該当するものを除く。）の資金流出率は、図表5のとおりである。

**図表5 事業法人等、中央政府、中央銀行等、国際開発銀行又は中央政府以外の公共部門からのホールセール無担保資金調達の資金流出率**

区分	資金流出率
一. 全額について実効的な預金保険制度により預金保護が行われる預金口座に預け入れられた預金等	20%
二. 一に掲げるもの以外のもの	40%

（出所）LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

#### ② 農林中央金庫が系統金融機関から受け入れた預金等に係る特例（資金流出率：25%又は100%）

<sup>19</sup> 「ホールセール資金調達」とは、国際統一基準行等による、個人又は中小企業等以外の主体に対する債務若しくは義務（デリバティブ取引等に関する義務を除く。）又は負債性有価証券（リテール負債性有価証券を除く。）に基づく資金の調達をいう。

<sup>20</sup> 「ホールセール無担保資金調達」とは、ホールセール資金調達のうち次のいずれかに該当するもの（レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引に該当するものを除く。）をいう。

- 一. 基準日から30日を経過する日までの間に債務の弁済等の日が到来するもの
- 二. 債務の弁済等の日の定めがないものであって、債権者が債務者に対して債務の弁済等の請求を行った場合に、基準日から30日を経過する日までの間に債務者が当該債務の弁済等を行わなければならないことが契約において定められているもの
- 三. 国際統一基準行等が任意に期限前弁済等を行うことができるもののうち、基準日から30日を経過する日までの間に期限前弁済等を行う蓋然性が高いと認められるもの

ホールセール無担保資金調達のうち、農林中央金庫が系統金融機関<sup>21</sup>から受け入れた預金等の資金流出率は、図表6のとおりである。

**図表6 農林中央金庫が系統金融機関から受け入れた預金等の資金流出率**

区分	資金流出率
一. 再編強化法(※)第4条第1項に規定する基本方針において、同条第2項第4号に掲げる事項として系統金融機関から農林中央金庫へ預入を行うことが定められている場合には、当該預入に相当する預金等	25%
二. 一に掲げる預金等以外の預金等	100%

(※) 正式名は「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

### ③ その他ホールセール無担保資金調達 (資金流出率：100%)

ホールセール無担保資金調達(負債性有価証券に該当するものを除く。)のうち前記①②に該当するもの以外のものの資金流出率は、100%とする。

### ④ 適格オペレーショナル預金 (資金流出率：原則25%)

前記①②③にかかわらず、「適格業務」要件、「オペレーショナル預金」要件、「定量的基準」及び「定性的基準」に適合する場合には、国際統一基準行等は、「オペレーショナル預金」のうち「適格業務」に必要であり、流動性ストレス時においても一定の残高が維持される蓋然性が極めて高いと合理的に認められる部分(以下、「適格オペレーショナル預金」)の額について、25%の資金流出率を適用することができる。

さらに、「適格業務」要件、「オペレーショナル預金」要件、「定量的基準」及び「定性的基準」に適合する場合には、適格オペレーショナル預金のうち、実効的な預金保険制度により預金保護が行われている部分の資金流出率においては、前記(2)①の**安定預金のそれ(原則5%)**を準用する。

ここでいう「適格業務」とは、国際統一基準行等が取引相手方から独立して行うクリアリング業務<sup>22</sup>、カストディ業務<sup>23</sup>及びキャッシュ・マネジメント業務<sup>24</sup>(以下、総称して「特定業務」。コルレス銀行業務<sup>25</sup>及びプライム・ブローカレッジ業務<sup>26</sup>は含まれない。)のうち、次に掲げる

<sup>21</sup> 「系統金融機関」とは、農業協同組合・同連合会、漁業協同組合・同連合会、水産加工業協同組合・同連合会をいう。

<sup>22</sup> 「クリアリング業務」とは、為替取引に関する業務のうち、取引相手方に継続的に生じる債権及び債務を清算するために行うものをいう。

<sup>23</sup> 「カストディ業務」とは、取引相手方が取引に用いる有価証券の保管及び管理並びにこれらに付随する業務を包括的に行う業務をいう。

<sup>24</sup> 「キャッシュ・マネジメント業務」とは、取引相手方の資金及び決済その他の財務に関する包括的な管理を行う業務をいう。

<sup>25</sup> 「コルレス銀行業務」とは、他の金融機関等から受け入れた預金等について、外国為替取引の決済のための支払等を行う業務をいう。

<sup>26</sup> 「プライム・ブローカレッジ業務」とは、大規模な資金の運用を行う取引相手方(ファンドを含む。)との間で資金及び有価証券の貸借及び決済その他の取引を包括的に行う業務をいう。

要件の全てを満たすものをいう。

#### 【適格業務】

- 一. 基準日から 30 日を経過する日までの間において実際に行われるものであること。
- 二. 当該特定業務の一部又は全部が、取引相手方にとって不可欠であること。
- 三. 当該特定業務に係る契約に次に掲げるいずれかの事項が定められていること。
  - イ 取引相手方が解約しようとする日の 30 日前までにその旨を通知しなければならない旨
  - ロ 取引相手方が解約しようとする日の 30 日前までにその旨を通知することなく解約しようとする場合、契約の相手方が、多額の手数料、解約金その他解約に係る費用を支払わなければならない旨

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

また、ここでいう「オペレーショナル預金」とは、専ら適格業務に関連して開設された預金口座に預け入れられた預金等（ホールセール無担保資金調達に該当するものに限る。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

#### 【オペレーショナル預金】

- 一. 適格業務を取引相手方が利用する結果として残高が維持されているものであること。
- 二. 当該預金等に係る契約に基づき生じる預金利息その他の経済的利益を得ることのみを目的として預け入れられたものでないこと。
- 三. 二の経済的利益を得ることのみを目的とした預金等の預入れを誘引するような内容が契約において定められていないこと。

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

さらに、ここでいう「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

#### 【定量的基準】

- 一. 十分に細分化された預金データに基づき適格オペレーショナル預金の額を推定していること。
- 二. 流動性ストレス時における引出しリスク<sup>(※)</sup>を適切に勘案し、適格オペレーショナル預金の額を推定していること。
- 三. 適格オペレーショナル預金の額を変動させる特定の要因を勘案して当該額を推定していること。

(※) 適格オペレーショナル預金の大部分が特定の少数の取引相手方によってのみ預け入れられていることに起因するリスクを含む。

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

そして、ここでいう「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

**【定性的基準】**

- 一. 適格オペレーショナル預金の額の妥当性が、継続的に検証されること。
- 二. 適格オペレーショナル預金の額の推定方法に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。
- 三. 適格オペレーショナル預金の額の推定方法について原則として1年に1回以上の頻度で内部監査が行われること。

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

**⑤ 負債性有価証券によるホールセール無担保資金調達 (資金流出率：100%)**

ホールセール無担保資金調達のうち負債性有価証券に該当するものの資金流出率は、100%とする。

**(4) 有担保資金調達等に係る資金流出額**

「有担保資金調達等に係る資金流出額」とは、国際統一基準行等が現に行っているレポ形式の取引等<sup>27</sup>又は中央銀行有担保資金取引<sup>28</sup>において取引相手方から受け入れている金銭の額(未使用の担保の額及び借入枠に相当する額を除く。)に資金流出率を乗じて得た額の合計額に、「担保交換に係る資金流出額」を加えた額をいう。

「担保交換に係る資金流出額」とは、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引のうち差入資産と受入資産<sup>29</sup>が共に有価証券であるもの(以下、「担保交換」)について、それぞれの取引について次のイに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額(当該額がゼロを下回る場合はゼロとする。)の合計額をいう。

**【担保交換に係る資金流出額】(イ-ロ $\geq$ 0)**

**イ** 国際統一基準行等が取引相手方に有価証券を差し入れ、当該取引相手方から金銭を受け入れるレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引が行われるものとみなして、当該金銭の額に有担保資金調達等の資金流出率を乗じて得た額

<sup>27</sup> ここでいう「レポ形式の取引等」は、基準日から30日を経過する日までの間に弁済期が到来するもの又は期限の定めのないもので基準日から30日を経過する日までの間に弁済期が到来しないことが契約において定められていないものに限る、カバード・ショート・ポジション (p. 32 参照) において用いられているものを除く。

<sup>28</sup> ここでいう「中央銀行有担保資金取引」は、基準日から30日を経過する日までの間に弁済期が到来するもの又は期限の定めのないもので基準日から30日を経過する日までの間に弁済期が到来しないことが契約において定められていないものに限る。

<sup>29</sup> 「受入資産」とは、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引において、国際統一基準行等が取引相手方から受け入れている資産をいう。

ロ 国際統一基準行等が取引相手方から有価証券を受け入れ、当該取引相手方から金銭を差し入れるレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引が行われるものとみなして、当該金銭の額に有担保資金運用等の資金流入率<sup>(※)</sup>を乗じて得た額

(※) p. 33 参照

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

有担保資金調達等の資金流出率は、図表 7 のとおりである。

**図表 7 有担保資金調達等の資金流出率**

区分	資金流出率
一. レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル 1 資産であって、受入資産が金銭であるもの（七に掲げるものを除く。）	0%
二. 日本銀行との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産が有価証券その他の資産であって、受入資産が金銭であるもの	
三. レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル 2A 資産であって、受入資産が金銭であるもの（七に掲げるものを除く。）	15%
四. 日本国政府、我が国の中央政府以外の公共部門（発行する債券のリスク・ウェイトが 20% 以下のものに限る。）又は国際開発銀行との間で行われているレポ形式の取引等のうち、差入資産が有価証券であって、受入資産が金銭であるもの（一、三又は七に掲げるものを除く。）	25%
五. レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル 2B 資産に該当する RMBS であって、受入資産が金銭であるもの（四又は七に掲げるものを除く。）	
六. レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル 2B 資産（RMBS 以外）であって、受入資産が金銭であるもの（四又は七に掲げるものを除く。）	50%
七. レポ形式の取引等のうち、国際統一基準行等が行うプライム・ブローカレッジ業務の相手方のショート・ポジションを充足するために国際統一基準行等が所有する有価証券を差し入れているもの	100%
八. レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産が有価証券その他の資産であって、受入資産が金銭であるもの（一から七に掲げるものを除く。）	

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

## (5) デリバティブ取引等に係る資金流出額

「デリバティブ取引等に係る資金流出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。

### 【「デリバティブ取引等に係る資金流出額」の内訳】

- 一. デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額
- 二. デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価変動に伴う資金流出額
- 三. 格下げ等に伴う資金流出額
- 四. 担保の価値変動に伴う資金流出額

五. 超過受入担保に係る資金流出額

六. 未提供担保に係る資金流出額

七. 受入担保の差替えに伴う資金流出額

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

前記一から七の「デリバティブ取引等に係る資金流出額」の概要については、それぞれ①から⑦を参照されたい。

① デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額 (資金流出率：100%)

「デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額」とは、基準日から 30 日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想されるネットベースの資金流出額のうちゼロを超えるものの合計額に、100%の資金流出率を乗じて得た額をいう。

② デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価変動に伴う資金流出額 (資金流出率：100%)

「デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価変動に伴う資金流出額」とは、「時価変動時所要追加担保額」に 100%の資金流出率を乗じて得た額をいう。

「時価変動時所要追加担保額」とは、デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等（いずれも基準日から 30 日を経過する日までの間に弁済期が到来しないものであって、時価の変動が著しいと認められるものに限る。）について、「簡便法」又は「シナリオ法」のいずれかにより算出される額をいう。

「簡便法」とは、時価変動時所要追加担保額を、デリバティブ取引等又はレポ形式の取引等において、基準日以前 24 ヶ月以内のうち、取引の別に担保又は受入資産の受取額から担保又は差入資産の受渡額を差し引いた額の絶対値の合計額が最大となる 30 日間における当該値を合計したもの（過去 2 年間に認識された中で最大のネット資金流出額（30 日間ベース））とする方法をいう。

これに対して、「シナリオ法」とは、時価変動時所要追加担保額を、デリバティブ取引等又はレポ形式の取引等において、ストレスシナリオの選定基準<sup>30</sup>により選定されたストレスシナリ

<sup>30</sup> 「ストレスシナリオの選定基準」とは、次に掲げるものをいう。

- 一. 過去の市場流動性ストレス期に観察又はそれに準じた合理的な方法によって入手した情報に基づくものであること。
- 二. 過去の市場流動性ストレス期のうち、基準日のデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等に係るシナリオ法による時価変動時所要追加担保額が最大となる 30 日間の金融指標及びその他指標に基づくものであること。
- 三. デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価の変動を反映するために十分な金融指標その他指標が含まれていること。

オに基づき計算した担保又は差入資産の受渡額の合計額から担保又は受入資産の受入額の合計額を差し引いた額（当該額がゼロを下回る場合はゼロとする。）とする方法をいう。

シナリオ法を採用するためには、ストレスシナリオの選定基準に加えて、定量的基準<sup>31</sup>及び定性的基準<sup>32</sup>の適合が条件とされている。また、その継続適用が求められる。

### ③ 格下げ等に伴う資金流出額（資金流出率：100%）

「格下げ等に伴う資金流出額」とは、「格下げ時資金流出額」に100%の資金流出率を乗じて得た額をいう。

「格下げ時資金流出額」とは、ダウングレード・トリガー条項<sup>33</sup>が契約に付されたデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等その他の取引について、債務者信用力格付の三段階の格下げその他のダウングレード・トリガー条項に定める基準の変動があった場合に、国際統一基準行等が取引相手方に対して支払わなければならない金銭その他これに準ずるものの額の合計額をいう。

### ④ 担保の価値変動に伴う資金流出額（資金流出率：100%）

「担保の価値変動に伴う資金流出額」とは、「担保価値変動時資金流出額」に100%の資金流出率を乗じて得た額をいう。

「担保価値変動時資金流出額」とは、追加担保提供条項<sup>34</sup>が契約に付されたデリバティブ取引等について、次のイに掲げる額からロに掲げる額を差し引いたものを取引相手方の別（分別管理された勘定に対して担保を差し入れている取引については、契約に基づき相殺が可能な勘定の別）に合計した額で、ゼロを下回らない額の合計額をいう。

<sup>31</sup> ここでいう「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

- 一、 ストレスシナリオに基づくデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価の変動を十分に反映していること。
- 二、 ストレスシナリオに基づく時価の変動を十分に反映していないデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等に対しては、保守的な方法により計算が行われていること。

<sup>32</sup> ここでいう「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

- 一、 シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の妥当性が、継続的に検証されること。
- 二、 シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の推定方法に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。
- 三、 シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の推定方法について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。
- 四、 シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の推定方法が通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

<sup>33</sup> 「ダウングレード・トリガー条項」とは、格付機関が国際統一基準行等の債務者信用力格付その他の基準を引き下げた場合又はそれに準ずる事象が発生した場合に、取引相手方に対する追加担保の差入れその他を行う義務を定めた条項をいう。

<sup>34</sup> 「追加担保提供条項」とは、デリバティブ取引等に関して取引相手方に差し入れた担保の価値が減少した場合に、取引相手方に対して当該減少分に相当する担保を追加で差し入れる義務を定めた条項をいう。



## 【担保価値変動時資金流出額】（イーロ）

- イ 基準日時点で取引相手方に対して実際に差し入れている担保のうち、レベル1資産に該当しないものの担保掛目適用額<sup>(※1)</sup>に20%を乗じて得た額<sup>(※2)</sup>
- ロ 基準日時点で取引相手方から実際に受け入れている担保<sup>(※3)</sup>のうち、レベル1資産に該当しないものの担保掛目適用額<sup>(※1)</sup>に20%を乗じて得た額

(※1) 「担保掛目適用額」とは、資産の時価に担保掛目を乗じて得た額をいう。

(※2) ただし、基準日時点で取引相手方に対して実際に差し入れている担保の担保掛目適用額が、デリバティブ取引等の契約に基づき差し入れることが定められている担保の担保掛目適用額を上回る場合には、当該額から、基準日時点で取引相手方に対して実際に差し入れているレベル1資産に該当するものの担保掛目適用額とレベル1資産に該当しないものの担保掛目適用額に80%を乗じて得た額との合計額を差し引いた額で、ゼロを下回らない額とする。

(※3) 他の資産と区分して管理されておらず、かつ、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引により第三者に譲渡し又は差入資産として差し入れることについて、法令又は契約その他に基づく制限が存在しないものに限る。

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

## ⑤ 超過受入担保に係る資金流出額（資金流出率：100%）

「超過受入担保に係る資金流出額」とは、「超過担保受入額」に100%の資金流出率を乗じて得た額をいう。

「超過担保受入額」とは、基準日時点でデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の契約に基づき取引相手方から受け入れている担保の担保掛目適用額から、国際統一基準行等に対し基準日時点で取引相手方が差し入れることが義務づけられている部分に相当する額を差し引いた額で、ゼロを下回らない額の合計額をいう。

## ⑥ 未提供担保に係る資金流出額（資金流出率：100%）

「未提供担保に係る資金流出額」とは、「未提供担保の額」に100%の資金流出率を乗じて得た額をいう。

「未提供担保の額」とは、デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の契約に基づき取引相手方に対して差し入れることが定められている担保の担保掛目適用額のうち、国際統一基準行等が基準日時点で取引相手方に対して実際に差し入れていない部分に相当する額の合計額をいう。

## ⑦ 受入担保の差替えに伴う資金流出額（資金流出率：100%）

「受入担保の差替えに伴う資金流出額」とは、「担保差替可能額」に100%の資金流出率を乗じて得た額をいう。

「担保差替可能額」とは、受入担保差替条項<sup>35</sup>が契約に付されたデリバティブ取引等及びレポ

<sup>35</sup> 「受入担保差替条項」とは、取引相手方が、国際統一基準行等の同意を得ることなく、国際統一基準行等に対して担保として差し入れた資産を他の資産に差し替えることができる権利を定めた条項をいう。

形式の取引等のうち、基準日時点で取引相手方から実際に受け入れている担保（適格流動資産）が図表 8 の A 欄に掲げるものであって、かつ、差替えが可能である資産が同表の B 欄に掲げるものであるものについて、当該担保の時価に同表の C 欄に掲げる掛目（複数の掛目が該当する場合には、当該複数の掛目のうち最も大きな掛目とする。）を乗じて得た額の合計額をいう。

**図表 8 担保差替可能額 = A 欄の担保の時価 × C 欄の掛目**

A) 基準日時点で取引相手方から実際に受け入れている担保	B) 差替えが可能である資産	C) 掛目
適格レベル 1 資産	レベル 2A 資産	15%
	レベル 2B 資産に該当する RMBS	25%
	レベル 2B 資産 (RMBS 以外)	50%
	高品質な流動資産 (レベル 1 資産及びレベル 2 資産) に該当しない資産	100%
適格レベル 2A 資産	レベル 2B 資産に該当する RMBS	10%
	レベル 2B 資産 (RMBS 以外)	35%
	高品質な流動資産 (レベル 1 資産及びレベル 2 資産) に該当しない資産	85%
適格レベル 2B 資産に該当する RMBS	レベル 2B 資産 (RMBS 以外)	25%
	高品質な流動資産 (レベル 1 資産及びレベル 2 資産) に該当しない資産	75%
適格レベル 2B 資産 (RMBS 以外)	高品質な流動資産 (レベル 1 資産及びレベル 2 資産) に該当しない資産	50%

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

## (6) 資金調達プログラムに係る資金流出額

「資金調達プログラムに係る資金流出額」とは、「資金調達プログラムに基づく支払予定額」に 100%の資金流出率を乗じて得た額をいう。

「資金調達プログラムに基づく支払予定額」とは、国際統一基準行等又は国際統一基準行等と密接な関係を有する者がオリジネーターである仕組金融商品<sup>36</sup>又はこれらの者が発行する仕組金融商品から生じる金銭の支払のうち、次に掲げるものの合計額をいう。

### 【「資金調達プログラムに基づく支払予定額」の内訳 (資金流出率: 100%)】

- 一、基準日から 30 日を経過する日までの間に行われる元本及び利息の支払<sup>(※1)</sup>の合計額
- 二、国際統一基準行等が、当該仕組金融商品に係る特別目的事業体に対し、当該仕組金融商品の原資産の買取り又は当該仕組金融商品に関連した資金の貸与<sup>(※2)</sup>を行うことが契約に定められている場合には、当該買取りが見込まれる額又は貸与すべき資金の額

(※1) 負債性有価証券から生じるものを除く。

(※2) ファシリティ (脚注 37 参照) に該当するものを除く。

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

<sup>36</sup> 「仕組金融商品」とは、国際統一基準行等の大規模な資金調達に用いられる金融商品であって、カバード・ボンド及び資産証券化商品等その他の金銭消費貸借契約に比して複雑な構造を有していると認められるものをいう。

## (7) コミットメント・ライン（与信・流動性ファシリティ）に係る資金流出額

「コミットメント・ライン（与信・流動性ファシリティ）に係る資金流出額」とは、与信ファシリティ<sup>3738</sup>に係るファシリティ未使用枠<sup>39</sup>の額及び流動性ファシリティ<sup>40</sup>に係るファシリティ未使用枠の額に、資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

国際統一基準行等は、コミットメント・ライン（与信・流動性ファシリティ）に係る資金流出額を算出するにあたって、ファシリティ未使用枠の額から、次の各号に掲げる高品質な流動資産（レベル1資産及びレベル2資産）の担保掛目適用額を差し引く計算を行うことができる。

### 【ファシリティ未使用枠の額と担保掛目適用額のネッティングが認められる場合】

- 一、国際統一基準行等がファシリティ未使用枠の担保として取引相手方から受け入れ、かつ、基準日時点において実際に保有している高品質な流動資産（レベル1資産及びレベル2資産）<sup>(※)</sup>
- 二、取引相手方がファシリティに基づき金銭を借り入れる場合に、当該取引相手方が国際統一基準行等に対して担保として差し入れる義務を負う高品質な流動資産（レベル1資産及びレベル2資産）<sup>(※)</sup>

(※) 当該取引相手方の発行する債券その他これに準ずるものの時価と、当該取引相手方がファシリティに基づき信用供与を受ける可能性の間に過度の相関関係があると認められるものを除く。

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

コミットメント・ライン（与信・流動性ファシリティ）に係るファシリティ未使用枠の資金流出率は、図表9のとおりである。

<sup>37</sup> 「ファシリティ」とは、国際統一基準行等の取引相手方の意思表示により、当該取引相手方を借主として金銭消費貸借を成立させることができる権利を国際統一基準行等が当該取引相手方に付与することを約した契約に基づき、当該取引相手方が当該権利を行使した場合に金銭を貸し付ける国際統一基準行等の義務及び買取枠に基づく手形の買取りその他これに類するものをいう。

<sup>38</sup> 「与信ファシリティ」とは、ファシリティのうち、流動性ファシリティ（脚注40参照）に該当しないもの（国際統一基準行等の取引相手方が運転資金等を調達することを目的としたリボルビング形式（契約において定められた極度額の限度内で、債務の残高が債務者の任意の判断で変動しうる形式をいう。）のものを含む。）をいう。

<sup>39</sup> 「ファシリティ未使用枠」とは、ファシリティに基づき取引相手方が国際統一基準行等から信用供与を受けられる額の上限のうち、基準日において当該信用供与が行われておらず、かつ、基準日から30日を経過する日までの間に取引相手方が当該信用供与を受けることができる部分をいう。

<sup>40</sup> 「流動性ファシリティ」とは、ファシリティのうち、契約において定められた資金調達手段（短期資金の調達を主たる目的とするものに限る。）に基づいて国際統一基準行等の取引相手方が調達した資金の弁済が困難となる場合に備えて国際統一基準行等から当該取引相手方に供与されたものをいう。

**図表9 コミットメント・ライン（与信・流動性ファシリティ）に係るファシリティ未使用枠の資金流出率**

取引相手方の区分	資金流出率 (× ファシリティ未使用枠)	
	与信ファシリティ	流動性ファシリティ
一. 個人及び中小企業等	5%	
二. 事業法人等（※1）、中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門及び国際開発銀行	10%	30%
三. 健全性監督対象の金融機関等（※2）	40%	
四. 金融機関等（三に掲げる者を除く。）	40%	100%
五. その他（一から四に掲げる者以外）の取引相手方	100%	
六. ファンド、特別目的事業体及び国際統一基準行等の資金調達に用いられる事業体		

（※1）中小企業等に該当する者を除く。

（※2）バーゼル規制上の自己資本比率規制又はこれと類似の規制が適用される金融機関等をいう。

（出所）LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

## （8）資金提供義務に基づく資金流出額

「資金提供義務に基づく資金流出額」とは、「資金提供義務に基づく所要貸出額」に100%の資金流出率を乗じて得た額をいう。

「資金提供義務に基づく所要貸出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。

### 【資金提供義務に基づく所要貸出額（資金流出率：100%）】

- 一. 国際統一基準行等が基準日から30日を経過する日までの間に、金融機関等との間の契約に基づき当該金融機関等に対して貸し付ける義務を負う金銭の額<sup>(※1)</sup>の合計額
- 二. 国際統一基準行等が基準日から30日を経過する日までの間に、金融機関等以外の者との契約に基づき当該者に対して貸し付ける義務を負う金銭の額<sup>(※1)</sup>の合計額から、当該者から受け入れる貸付金等の回収に係る資金流入額<sup>(※2)</sup>の合計額に50%を乗じて得た額の合計額を減じた額（当該額がゼロを下回る場合はゼロとする。）

（※1）(2) から (7) に掲げるものを除く。

（※2）p. 34 参照

（出所）LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

## （9）偶発事象に係る資金流出額

「偶発事象に係る資金流出額」とは、次に掲げるものの合計額をいう。

### 【「偶発事象に係る資金流出額」の内訳】

- 一. 流動性ストレス時に取消可能なファシリティに係る資金流出額
- 二. 信用保証に係る偶発的な資金流出額
- 三. 顧客のショート・ポジションに係る資金流出額

四. 信用金庫連合会の会員である信用金庫に関連する偶発事象に係る資金流出額 <sup>(※1)</sup>

五. 系統金融機関に関連する偶発事象に係る資金流出額 <sup>(※2)</sup>

六. その他偶発事象に係る資金流出額

(※1) 国際統一基準行のうち、海外拠点を有する信用金庫連合会のみ適用される特例である。

(※2) 国際統一基準行のうち、農林中央金庫のみ適用される特例である。

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

前記一から六の「偶発事象に係る資金流出額」の概要については、それぞれ①から⑥を参照されたい。

#### ① 流動性ストレス時に取消可能なファシリティに係る資金流出額 (資金流出率:0%又は3%)

「流動性ストレス時に取消可能なファシリティに係る資金流出額」とは、国際統一基準行等が契約に基づき行うファシリティ（流動性ストレス時に国際統一基準行等が取消可能なものに限る。）のうち、図表 10 の各号に掲げるものに係るファシリティ未使用枠の額に、当該各号に掲げる資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

図表 10 流動性ストレス時に取消可能なファシリティの資金流出率

区分	資金流出率 (× ファシリティ未使用枠)
一. 取引相手方が信用供与を受ける際に国際統一基準行等に対する事前の通知が必要なファシリティ	0%
二. 一に掲げるもの以外のファシリティ	3%

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

#### ② 信用保証に係る偶発的な資金流出額 (資金流出率:2%)

「信用保証に係る偶発的な資金流出額」とは、国際統一基準行等が契約に基づき行う信用保証 <sup>41</sup>に相当するものの額の合計額に2%の資金流出率を乗じて得た額をいう。

#### ③ 顧客のショート・ポジションに係る資金流出額 (資金流出率:50%)

「顧客のショート・ポジションに係る資金流出額」とは、取引相手方から担保又は受入資産として受け入れた有価証券（高品質な流動資産（レベル1資産及びレベル2資産）に該当する有価証券を除く。）を、国際統一基準行等が行うプライム・ブローカレッジ業務の相手方のショート・ポジションを充足するためにレポ形式の取引等に基づいて差し入れている場合に、当該レポ形式の取引等に基づいて受け入れた金銭の額の合計額に50%の資金流出率を乗じて得た額を

<sup>41</sup> 「信用保証」とは、短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務（船荷により担保された商業信用状の発行又は確認によるものをいう。）、特定の取引に係る偶発債務（契約履行保証、入札保証、品質保証等をいう。）及び信用供与に直接的に代替する偶発債務（一般的な債務の保証をいう。手形の引受けや元本補てん信託契約等は含まれない。）をいう。

いう。

④ 信用金庫に関連する偶発事象に係る資金流出額（資金流出率：100%）

「信用金庫連合会の会員である信用金庫に関連する偶発事象に係る資金流出額」（国際統一基準行のうち、海外拠点を有する信用金庫連合会のみ適用される特例）とは、信用金庫に対する資金の貸付けその他の方法による偶発的な資産の抛出であって、流動性ストレス時に信用金庫連合会が行うと見込まれるものの額に100%の資金流出率を乗じて得た額をいう。

⑤ 系統金融機関に関連する偶発事象に係る資金流出額（資金流出率：100%）

「系統金融機関に関連する偶発事象に係る資金流出額」（国際統一基準行のうち、農林中央金庫のみ適用される特例）とは、系統金融機関に対する資金の貸付けその他の方法による偶発的な資産の抛出であって、流動性ストレス時に農林中央金庫が行うと見込まれるものの額に100%の資金流出率を乗じて得た額をいう。

⑥ その他偶発事象に係る資金流出額（資金流出率：自主設定）

「その他偶発事象に係る資金流出額」とは、偶発的な金銭その他の支払（前記①から⑤に掲げるもの以外のものに限る。以下、「その他主要な偶発事象」）であって、基準日から30日を経過する日までの間に生じると見込まれるものの額（以下、「個別偶発事象に係る資金流出額」）の合計額をいう。

国際統一基準行等は、その他主要な偶発事象に係る資金流出額の計算において、国際統一基準行の流動性に係るリスクの管理における区分を踏まえ、その他主要な偶発事象の分類ごとに個別偶発事象に係る資金流出額を設定しなければならない。

(10) その他資金流出額

「その他資金流出額」とは、次に掲げるものの合計額をいう。

【「その他資金流出額」の内訳】

- 一. 約定未受渡<sup>(※)</sup>の有価証券購入に係る資金流出額
- 二. 約定未受渡<sup>(※)</sup>のレポ形式の取引等に係る資金流出額
- 三. 金利及び手数料等の支払に係る資金流出額
- 四. 無担保の有価証券借入に係る資金流出額
- 五. 配当の支払に係る資金流出額

## 六. その他契約に基づく資金流出額

(※) 基準日時点において国際統一基準行等が契約を締結しており、かつ、受渡しが完了していないことをいう。  
(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

ただし、次の資金流出額については、「その他資金流出額」から除くことができる。

### 【「その他資金流出額」から除くことができる資金流出額】

- ▶ 約定未受渡の有価証券購入及びレポ形式の取引等が一連の取引とみなされる場合における当該有価証券購入に係る資金流出額
- ▶ 約定未受渡の有価証券売却及びレポ形式の取引等が一連の取引とみなされる場合における当該レポ形式の取引等に係る資金流出額

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

前記一から六の「その他資金流出額」の概要については、それぞれ①から⑥を参照されたい。

### ① 約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出額 (資金流出率：0%又は100%)

「約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出額」とは、約定未受渡の有価証券購入（基準日から30日を経過する日までの間において受渡しが完了するものに限る。）に基づいて国際統一基準行等が基準日から30日を経過する日までの間に支払を行う金銭の額に、資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

約定未受渡の有価証券購入の資金流出率は、図表11のとおりである。

図表11 約定未受渡の有価証券購入の資金流出率

購入対象の区分	資金流出率 (× 30日以内の支払額)
一. 高品質な流動資産（レベル1資産及びレベル2資産）(※)	0%
二. 有価証券（一に掲げるものを除く。）	100%

(※) 受渡し完了後に「運用上の要件」(p.11 参照)を満たすと見込まれるものに限る。

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

### ② 約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出額 (資金流出率：0%、15%、25%、50%又は100%)

「約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出額」とは、約定未受渡のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引（いずれも基準日から30日を経過する日までの間に弁済期が到来しないことが契約において定められているものに限る。）に基づいて国際統一基準行等が基準日から30日を経過する日までの間に差し入れる金銭の額に、資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

約定未受渡のレポ形式の取引等の資金流出率は、図表12のとおりである。

図表 12 約定未受渡のレポ形式の取引等の資金流出率

受入資産の区分	資金流出率 (× 30日以内の差入額)
一. レベル1資産	0%
二. レベル2A資産	15%
三. レベル2B資産に該当するRMBS	25%
四. レベル2B資産(RMBS以外)	50%
五. 有価証券その他の資産(一から四に掲げるものを除く。)	100%

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

③ 金利及び手数料等の支払に係る資金流出額 (資金流出率：0%、3%、5%、10%、20%、25%、40%又は100%)

「金利及び手数料等の支払に係る資金流出額」とは、国際統一基準行等が行っている取引から発生する金利及び手数料その他これらに準ずる金銭の支払であって、基準日から30日を経過する日までの間に発生するものの額に、図表13の各号に掲げる支払の区分に応じ、当該各号に掲げる資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

図表 13 金利及び手数料等の支払の資金流出率

区分	資金流出率 (× 30日以内の支払額)
一. リテール無担保資金調達及びホールセール無担保資金調達等のうち預金等に係る金利及び手数料等の支払	当該預金等又は負債性有価証券の資金流出率(2)(3)参照
二. 一に掲げるもの以外の金利及び手数料等の支払	100%

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

④ 無担保の有価証券借入に係る資金流出額 (資金流出率：0%又は100%)

「無担保の有価証券借入に係る資金流出額」とは、国際統一基準行等が無担保で借り入れている有価証券のうち、基準日から30日を経過する日までの間に当該借入れの決済期が到来するものの時価に、資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

無担保の有価証券借入の資金流出率は、図表14のとおりである。

図表 14 無担保の有価証券借入の資金流出率

区分	資金流出率 (× 30日以内に決済期が到来する借入額)
一. カバード・ショート・ポジション(※)にて用いられているもの	100%
二. 一に掲げるもの以外のもの	0%

(※) 国際統一基準行等有価証券に係るショート・ポジションを充足するために当該有価証券をレポ形式の取引等又は無担保の借入れによって調達している場合における当該ショート・ポジションを形成する取引及び当該レポ形式の取引等又は当該無担保の借入れを総称したものをいう。

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

⑤ 配当の支払に係る資金流出額 (資金流出率：100%)

「配当の支払に係る資金流出額」とは、国際統一基準行等による配当その他これに準ずる金銭



の支払であって、基準日から 30 日を経過する日までの間に生じるものの額の合計額に 100%の資金流出率を乗じて得た額をいう。

#### ⑥ その他契約に基づく資金流出額（資金流出率：100%）

「その他契約に基づく資金流出額」とは、契約に基づく金銭の支払であって、基準日から 30 日を経過する日までの間に発生するもののうち、国際統一基準行等のリスク管理上重要なもの（以下、「その他契約に基づく主要な資金流出項目」）の額の合計額に 100%の資金流出率を乗じて得た額（前記（2）から（9）まで及び前記（10）①から⑤までに掲げるものを除く。）をいう。

国際統一基準行等は、その流動性リスクの管理上の重要性を踏まえ、その他契約に基づく主要な資金流出項目を設定しなければならない。

## 7. 資金流入額

### （1）資金流入額の内訳

資金流入額は、次に掲げる額を合計することにより算出する（資金流出額の合計額の 75%を上限とする。）。

#### 【資金流入額の内訳】

- 一. 有担保資金運用等に係る資金流入額
- 二. 貸付金等の回収に係る資金流入額
- 三. 有価証券償還に係る資金流入額
- 四. デリバティブ取引等に係る資金流入額
- 五. その他資金流入額

（出所）LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

前記一から五の資金流入額の概要については、それぞれ（2）から（6）を参照されたい。

### （2）有担保資金運用等に係る資金流入額

「有担保資金運用等に係る資金流入額」とは、国際統一基準行等が現に行っているレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引（いずれも基準日から 30 日を経過する日までの間に弁済期が到来するものに限る。以下、（2）において同じ。）において取引相手方に差し入れている金銭の額（未使用の担保の額及び借入枠に相当する額を除く。）に資金流入率を乗じて得た額の合計額に、「担保交換に係る資金流入額」を加えた額をいう。

「担保交換に係る資金流入額」とは、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引のうち差入資産と受入資産が共に有価証券であるもの（以下、「担保交換」）について、それぞれの取引について次のイに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（当該額がゼロを下回る場合はゼロとする。）の合計額をいう。

【担保交換に係る資金流入額】（イーロ $\geq$ 0）

- イ 国際統一基準行等が取引相手方から有価証券を受け入れ、当該取引相手方に金銭を差し入れるレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引が行われるものとみなして、当該金銭の額に有担保資金運用等の資金流入率を乗じて得た額
- ロ 国際統一基準行等が取引相手方に有価証券を差し入れ、当該取引相手方から金銭を受け入れるレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引が行われるものとみなして、当該金銭の額に有担保資金調達等の資金流出率<sup>(※)</sup>を乗じて得た額

(※) p. 21 参照

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

有担保資金運用等の資金流入率は、図表 15 のとおりである。

図表 15 有担保資金運用等の資金流入率

受入資産の区分	資金流入率 (原則)	資金流入率 (カバード・ショート・ポジション にて用いられている場合)
一. レベル1資産	0%	0%
二. レベル2A資産	15%	
三. レベル2B資産に該当するRMBS	25%	
四. レベル2B資産(RMBS以外)	50%	
五. 有価証券その他の資産(一から四及び六に掲げるものを除く。)	100%	
六. 適格流動資産以外の資産を担保とする「マージン貸出」(※)に該当するもの	50%	

(※)「マージン貸出」とは、プライム・ブローカレッジ業務のうち、資金の借り手が借り入れた金銭を用いて購入する有価証券を資金の貸し手に担保として供するものをいう。

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

### (3) 貸付金等の回収に係る資金流入額

「貸付金等の回収に係る資金流入額」とは、貸付金等回収額<sup>42</sup>に資金流入率を乗じて得た額の合計額をいう。

貸付金等回収額の資金流入率は、図表 16 のとおりである。

<sup>42</sup> 「貸付金等回収額」とは、国際統一基準行等の取引相手方に対する貸付金債権（全額が弁済される見込みが十分に高いと認められるものに限り、リボルビング形式のもの及び弁済日が定められていないものを除く。）の元本の額及び取引相手方に対する預け金（レベル1資産に該当する中央銀行等への預け金、及び当該取引相手方にとってオペレーショナル預金に該当するものを除く。）の額のうち、当該取引相手方が契約に基づき基準日から30日を経過する日までの間に弁済することが義務付けられている部分の額をいう。

図表 16 貸付金等回収額の資金流入率

取引相手方の区分	資金流入率
一. 中央銀行等又は金融機関等	100%
二. 一に掲げる取引相手方以外の者	50%

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

#### (4) 有価証券償還に係る資金流入額

「有価証券償還に係る資金流入額」とは、国際統一基準行等が保有する有価証券の償還金額のうち、その契約に従い基準日から 30 日を経過する日までの間に取引相手方が弁済することが義務付けられている部分の額に資金流入率を乗じて得た額の合計額をいう。

有価証券償還の資金流入率は、図表 17 のとおりである。

図表 17 有価証券償還の資金流入率

有価証券の区分	資金流入率
一. 適格流動資産	0%
二. 一に掲げるもの以外の有価証券	100%

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

#### (5) デリバティブ取引等に係る資金流入額

「デリバティブ取引等に係る資金流入額」とは、基準日から 30 日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流入額（ネットベースの資金流出額（p. 23 参照）のうちゼロを超えないものの絶対値の合計額）に 100%の資金流入率を乗じて得た額をいう。

#### (6) その他資金流入額

「その他資金流入額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。

【「その他資金流入額」の内訳】
一. 約定未受渡の有価証券売却に係る資金流入額
二. 約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流入額
三. 金利、配当及び手数料等の受取に係る資金流入額
四. 無担保の有価証券貸出に係る資金流入額
五. その他契約に基づく資金流入額

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

ただし、次の資金流入額については、「その他資金流入額」から除くことができる。

【「その他資金流入額」から除くことができる資金流入額】

- 約定未受渡の有価証券売却及びレポ形式の取引等が一連の取引とみなされる場合における当該有価証券売却に係る資金流入額
- 約定未受渡の有価証券購入及びレポ形式の取引等が一連の取引とみなされる場合における当該レポ形式の取引等に係る資金流入額

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

前記一から五の「その他資金流入額」の概要については、それぞれ①から⑤を参照されたい。

① 約定未受渡の有価証券売却に係る資金流入額 (資金流入率：0%又は100%)

「約定未受渡の有価証券売却に係る資金流入額」とは、基準日時点において国際統一基準行等が契約を締結しており、かつ、受渡しが完了していない有価証券の売却（基準日から30日を経過する日までの間において受渡しが完了するものに限る。）に基づいて国際統一基準行等が基準日から30日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額に、資金流入率を乗じて得た額の合計額をいう。

約定未受渡の有価証券売却の資金流入率は、図表18のとおりである。

図表18 約定未受渡の有価証券売却の資金流入率

有価証券の区分	資金流入率 (× 30日以内の受入額)
一. 適格流動資産	0%
二. 一に掲げるもの以外の有価証券	100%

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

② 約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流入額 (資金流入率：0%、15%、25%、50%又は100%)

「約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流入額」とは、基準日時点において国際統一基準行等が契約を締結しており、かつ、受渡しが完了していないレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引（いずれも基準日から30日を経過する日までの間に弁済期が到来しないことが契約において定められているものに限る。）に基づいて国際統一基準行等が基準日から30日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額に、資金流入率を乗じて得た額の合計額をいう。

約定未受渡のレポ形式の取引等の資金流入率は、原則として、図表19のとおりである。

図表 19 約定未受渡のレポ形式の取引等の資金流入率（原則）

差入資産の区分	資金流入率 (× 30 日以内の受入額)
一. レベル 1 資産	0%
二. レベル 2A 資産	15%
三. レベル 2B 資産に該当する RMBS	25%
四. レベル 2B 資産 (RMBS 以外)	50%
五. 有価証券その他の資産 (一から四に掲げるものを除く。)	100%

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

もともと、ここでのいう約定未受渡のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引であって、「有担保資金調達等に係る資金流出額」における「国際統一基準行等が現に行っているレポ形式の取引等<sup>43</sup>又は中央銀行有担保資金取引<sup>44</sup>」(p. 21 参照)の再契約に相当するものの資金流入率は、図表 20 のとおりである。

図表 20 約定未受渡のレポ形式の取引等の資金流入率（再契約の場合）

区分	資金流入率 (× 30 日以内の受入額)
一. レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で契約を締結している中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル 1 資産であって、受入資産が金銭であるもの (七に掲げるものを除く。)	0%
二. 日本銀行との間で契約を締結している中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産が有価証券その他の資産であって、受入資産が金銭であるもの	
三. レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で契約を締結している中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル 2A 資産であって、受入資産が金銭であるもの (七に掲げるものを除く。)	15%
四. 日本国政府、我が国の中央政府以外の公共部門 (発行する債券のリスク・ウェイトが 20% 以下のものに限る。 ) 又は国際開発銀行との間で契約を締結しているレポ形式の取引等のうち、差入資産が有価証券であって、受入資産が金銭であるもの (一、三又は七に掲げるものを除く。)	25%
五. レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で契約を締結している中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル 2B 資産に該当する RMBS であって、受入資産が金銭であるもの (四又は七に掲げるものを除く。)	
六. レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で契約を締結している中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル 2B 資産 (RMBS 以外) であって、受入資産が金銭であるもの (四又は七に掲げるものを除く。)	50%
七. レポ形式の取引等のうち、国際統一基準行等が行うプライム・ブローカレッジ業務の相手方のショート・ポジションを充足するために国際統一基準行等が所有する有価証券を差し入れているもの	100%
八. レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で契約を締結している	

<sup>43</sup> ここでのいう「レポ形式の取引等」は、基準日から 30 日を経過する日までの間に弁済期が到来するもの又は期限の定めのないもので基準日から 30 日を経過する日までの間に弁済期が到来しないことが契約において定められていないものに限る、カバード・ショート・ポジション (p. 32 参照) において用いられているものを除く。

<sup>44</sup> ここでのいう「中央銀行有担保資金取引」は、基準日から 30 日を経過する日までの間に弁済期が到来するもの又は期限の定めのないもので基準日から 30 日を経過する日までの間に弁済期が到来しないことが契約において定められていないものに限る。

中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産が有価証券その他の資産であって、受入資産が金銭であるもの（一から七に掲げるものを除く。）	
---	--

（出所）LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

### ③ 金利、配当及び手数料等の受取に係る資金流入額（資金流入率：100%）

「金利、配当及び手数料等の受取に係る資金流入額」とは、国際統一基準行等が行っている取引から発生する金利、配当及び手数料その他これらに準ずる金銭の受取であって、基準日から30日を経過する日までの間に発生するものの額に100%の資金流入率を乗じて得た額の合計額をいう。

### ④ 無担保の有価証券貸出に係る資金流入額（資金流入率：0%、50%、75%、85%又は100%）

「無担保の有価証券貸出に係る資金流入額」とは、国際統一基準行等が無担保で貸し出している有価証券のうち、基準日から30日を経過する日までの間に当該貸出しの決済期が到来するものの時価に、資金流入率を乗じて得た額の合計額をいう。

無担保の有価証券貸出の資金流入率は、図表21のとおりである。

図表21 無担保の有価証券貸出の資金流入率

有価証券の区分	資金流入率
一. レベル1資産（※）	100%
二. レベル2A資産（※）	85%
三. レベル2B資産に該当するRMBS（※）	75%
四. レベル2B資産（RMBS以外）（※）	50%
五. 一から四に掲げるもの以外の有価証券	0%

（※）受渡し完了後に「運用上の要件」（p.11参照）を満たすと見込まれるものに限る。

（出所）LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

### ⑤ その他契約に基づく資金流入額（資金流入率：100%）

「その他契約に基づく資金流入額」とは、契約に基づく金銭の受取であって、基準日から30日を経過する日までの間に発生するもののうち、国際統一基準行等の流動性リスクの管理上重要なもの（以下、「その他契約に基づく主要な資金流入項目」）の額の合計額に100%の資金流入率を乗じて得た額（前記（2）から（5）まで及び前記（6）①から④までに掲げるものを除く。）をいう。

国際統一基準行等は、その流動性リスクの管理上の重要性を踏まえ、その他契約に基づく主要な資金流入項目を設定しなければならない。

もともと、国際統一基準行等は、次に掲げるものをその他契約に基づく主要な資金流入項目に含めてはならない。

【「その他契約に基づく主要な資金流入項目」に含めることができないもの】

- 一. 取引相手方に対する預け金のうち、当該取引相手方にとってオペレーショナル預金に相当するものから生じる金銭
- 二. 国際統一基準行等が保有するファシリティに基づいて引き出すことが可能な金銭

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

## 8. 実施時期

LCR 告示は、2015 年 3 月 31 日から 2019 年 1 月 1 日にかけて段階的に実施される。

具体的には、2015 年 3 月 31 日から同年 12 月 31 日までの間の LCR の最低水準を 60%とし、その後毎年 10%ずつ引き上げ、2019 年 1 月 1 日以降の最低水準を本則の 100%としている（図表 22 参照）。

図表 22 LCR の実施スケジュール

	2015/3/31 ~12/31	2016/1/1 ~12/31	2017/1/1 ~12/31	2018/1/1 ~12/31	2019/1/1 ~
LCR 最低水準	60%	70%	80%	90%	100%

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

## 9. おわりに

以上が、LCR 告示の概要である。

当然のことながら、LCR 告示の内容は、LCR テキストの内容と概ね一致している。

もっとも、一点、LCR 告示には、LCR テキストと比して不透明な部分がある。それは、流動性ストレス時における適格流動資産の利用の是非である。

流動性ストレス時において適格流動資産を弾力的に取り崩すことが認められないとすると、流動性危機の伝播に繋がりがかねない。そこで、BCBS は、LCR テキストにて、流動性ストレス時においては、適格流動資産を利用し、その結果として LCR が 100%を下回ることを許容している。

これに対して、LCR 告示では、そのような場合の取扱いが規定されていない。この点については、今後、「監督指針」<sup>45</sup>の改正にて手当てがされるか否かが注目されよう。

(本文終了)

<sup>45</sup> 「主要行等向けの総合的な監督指針」等の略称

## 【付属資料】LCRの項目とその掛目（一覧）

## (1) 適格流動資産

適格流動資産		掛目
区分		
レベル1資産		
① 貨幣及び紙幣（外貨を含む）並びに銀行券		100%
② 中央銀行等への預け金であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの イ 契約に基づき、国際統一基準行等が払い戻しをいつでも受けることができること。 ロ 当該預け金の額の範囲において、国際統一基準行等が中央銀行等から期限の定めのある借入れを行うことができること。		
③ 中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門、BIS、IMF、ECB、EC、国際開発銀行又はESMその他これに準ずるものが発行又は元本の償還及び利息の支払について保証する債券であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの イ 債務者が金融機関等又はその子会社若しくは関連会社でないこと。 ロ 適用されるリスク・ウェイトが0%であること。 ハ 売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。 ニ 過去の市場流動性ストレス期においても、現金化が可能であったこと。		
④ 0%を上回るリスク・ウェイトが適用される中央政府又は中央銀行等が発行する債券のうち、我が国又は海外営業拠点等が所在する国又は地域の中央政府又は中央銀行等が当該国又は地域の通貨建てで発行及び調達したものであって、次に掲げる要件の全てを満たすもの イ 売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。 ロ 過去の市場流動性ストレス期においても現金化が可能であったこと。		
⑤ 0%を上回るリスク・ウェイトが適用される中央政府又は中央銀行等が発行する債券のうち、我が国又は海外営業拠点等が所在する国又は地域の中央政府又は中央銀行等が域外通貨建てで発行及び調達したものであって、④イ及びロに掲げる要件の全てを満たすもの		
レベル2資産（適格流動資産全体の40%以内）		
レベル2A資産		
① 中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門又は国際開発銀行が発行又は元本の償還及び利息の支払について保証する債券であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの イ 債務者が金融機関等又はその子会社若しくは関連会社でないこと。 ロ 適用されるリスク・ウェイトが20%以下であること。 ハ 売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。 ニ 過去の市場流動性ストレス期において、時価が10%を超えて下落していないこと又は担保掛目が10%ポイントを超えて下落していないこと。		85%
② 事業法人等が発行する社債若しくはコマーシャル・ペーパー又はカバード・ボンドであって、次に掲げる要件の全てを満たすもの イ 社債又はコマーシャル・ペーパーである場合には、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 市場において一般に広く取引されている社債又はコマーシャル・ペーパーと同様の内容が定められたものであって、公開された情報のみに基づき市場において標準的に用いられる手法により評価することが容易であること。 (2) 元本及び利息の支払について劣後的内容を有する特約が付されていないこと。 ロ 適格格付機関からAA-以上の長期個別格付又は債務者信用力格付（いずれもが付与されていない場合は同等の短期個別格付）を付与されているか、内部格付のデフォルト確率（PD）がAA-以上に相当すること（無格付の場合に限る。）。 ハ 売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。 ニ 過去の市場流動性ストレス期において、時価が10%を超えて下落していないこと又は担保掛目が10%ポイントを超えて下落していないこと。		



適格流動資産 (続き)	
区分	掛目
レベル2資産 (適格流動資産全体の40%以内)	
レベル2B資産 (適格流動資産全体の15%以内)	
① RMBS であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの イ 国際統一基準行等又は国際統一基準行等と密接な関係を有する者によって発行されたものではないこと。 ロ 国際統一基準行等又は国際統一基準行等と密接な関係を有する者が原資産を構成する住宅ローン債権に係る当初の債権者ではないこと。 ハ 原資産が住宅ローン債権のみによって構成されており、資産証券化商品その他これに類するものが含まれていないこと。 ニ 原資産を構成する住宅ローン債権が、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 (1) 住宅ローン債権に係る抵当権の実行に際して、当該抵当権の目的である不動産の処分代金が住宅ローン債権の額を下回る場合、債務者が当該抵当権実行後の住宅ローン債権に係る債務の残額を弁済する義務を負うものであること。 (2) RMBS の発行時において、住宅ローン債権に係る LTV (Loan To Value ratio) の平均が 80%以下であること。 ホ 発行された国又は地域において、リスク・リテンションに係る措置が採られていること。 ヘ 適格格付機関から AA+以上の長期個別格付又は債務者信用力格付(いずれもが付与されていない場合は同等の短期個別格付)を付与されていること。 ト 売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。 チ 過去の市場流動性ストレス期において、時価が 20%を超えて下落していないこと又は担保掛目が 20%ポイントを超えて下落していないこと。	75%
② 中央政府、中央銀行等又は中央政府以外の公共部門が発行し、又は元本の償還及び利息の支払について保証する債券であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの イ 適用されるリスク・ウェイトが 50%以下であること。 ロ 売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。 ハ 過去の市場流動性ストレス期において、時価が 20%を超えて下落していないこと又は担保掛目が 20%ポイントを超えて下落していないこと。	
③ 事業法人等が発行する社債又はコマーシャル・ペーパーであって、次に掲げる要件の全てを満たすもの イ 市場において一般に広く取引されている社債又はコマーシャル・ペーパーと同様の内容が定められたものであって、公開された情報のみに基づき市場において標準的に用いられる手法により評価することが容易であること。 ロ 元本及び利息の支払について劣後の内容を有する特約が付されていないこと。 ハ 適格格付機関から BBB-以上の長期個別格付又は債務者信用力格付(いずれもが付与されていない場合は同等の短期個別格付)を付与されているか、内部格付のデフォルト確率(PD)が BBB-以上に相当すること(無格付の場合に限る。) ニ 売買、レポ形式の取引等その他これらに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。 ホ 過去の市場流動性ストレス期において、時価が 20%を超えて下落していないこと又は担保掛目が 20%ポイントを超えて下落していないこと。	50%
④ 事業法人等の株式であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの イ 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場において取引され、中央清算機関を通じて決済されるものであること。 ロ 主要な株価指数(インデックス)の構成銘柄であること。 ハ 外国の事業法人等の株式である場合には、当該国又は地域の通貨建てのものであり、かつ、海外営業拠点等が当該国又は地域に所在していること。 ニ 過去の市場流動性ストレス期において、時価が 40%を超えて下落していないこと又は担保掛目が 40%ポイントを超えて下落していないこと。	

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

## (2) 資金流出額

資金流出額	
<b>A. リテール無担保資金調達</b>	
区分	資金流出率
① 安定預金（原則）	5%
➢ 預金保険制度について追加要件を満たす場合	3%
② 準安定預金	10%
③ リテール安定的定期預金	0%
<b>B. ホールセール無担保資金調達</b>	
区分	資金流出率
① 事業法人等、中央政府、中央銀行等、国際開発銀行又は中央政府以外の公共部門からのホールセール無担保資金調達	40%
➢ 全額について実効的な預金保険制度により預金保護が行われる預金口座に預け入れられた預金等	20%
② 農林中央金庫が系統金融機関から受け入れた預金等	100%
➢ 再編強化法に規定する基本方針において、系統金融機関から農林中央金庫へ預入を行うことが定められている場合には、当該預入に相当する預金等	25%
③ その他ホールセール無担保資金調達	100%
④ 適格オペレーショナル預金	25%
➢ 実効的な預金保険制度により預金保護が行われている部分	5%又は3% (A①参照)
⑤ 負債性有価証券によるホールセール無担保資金調達	100%
<b>C. 有担保資金調達</b>	
区分	資金流出率
① レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル1資産であって、受入資産が金銭であるもの（⑦に掲げるものを除く。）	0%
② 日本銀行との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産が有価証券その他の資産であって、受入資産が金銭であるもの	
③ レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル2A資産であって、受入資産が金銭であるもの（⑦に掲げるものを除く。）	15%
④ 日本国政府、我が国の中央政府以外の公共部門（発行する債券のリスク・ウェイトが20%以下のものに限る。）又は国際開発銀行との間で行われているレポ形式の取引等のうち、差入資産が有価証券であって、受入資産が金銭であるもの（①、③又は⑦に掲げるものを除く。）	25%
⑤ レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル2B資産に該当するRMBSであって、受入資産が金銭であるもの（④又は⑦に掲げるものを除く。）	
⑥ レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル2B資産（RMBS以外）であって、受入資産が金銭であるもの（④又は⑦に掲げるものを除く。）	50%
⑦ レポ形式の取引等のうち、国際統一基準行等が行うプライム・ブローカレッジ業務の相手方のショート・ポジションを充足するために国際統一基準行等が所有する有価証券を差し入れているもの	100%
⑧ レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産が有価証券その他の資産であって、受入資産が金銭であるもの（①から⑦に掲げるものを除く。）	

資金流出額 (続き)		
<b>D. デリバティブ取引等</b>		
区分	資金流出率	
① デリバティブ取引等の契約	100%	
② デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価変動		
③ 格下げ等		
④ 担保の価値変動		
⑤ 超過受入担保		
⑥ 未提供担保		
⑦ 受入担保の差替え		
<b>E. 資金調達プログラム</b>		
区分	資金流出率	
① 基準日から30日を経過する日までの間に行われる元本及び利息の支払の合計額	100%	
② 仕組金融商品に係る特別目的事業体に対し、当該仕組金融商品の原資産の買取り又は当該仕組金融商品に関連した資金の貸与を行うことが契約に定められている場合には、当該買取りが見込まれる額又は貸与すべき資金の額		
<b>F. コミットメント・ライン (与信・流動性ファシリティ)</b>		
取引相手方の区分	資金流出率 (× ファシリティ未使用枠)	
	与信ファシリティ	流動性ファシリティ
① 個人及び中小企業等	5%	
② 事業法人等、中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門及び国際開発銀行	10%	30%
③ 健全性監督対象の金融機関等	40%	
④ 金融機関等 (③に掲げる者を除く。)	40%	100%
⑤ その他 (①から④に掲げる者以外) の取引相手方	100%	
⑥ ファンド、特別目的事業体及び国際統一基準行等の資金調達に用いられる事業体		
<b>G. 資金提供義務</b>		
区分	資金流出率	
① 基準日から30日を経過する日までの間に、金融機関等との間の契約に基づき当該金融機関等に対して貸し付ける義務を負う金銭の額の合計額	100%	
② 基準日から30日を経過する日までの間に、金融機関等以外の者との契約に基づき当該者に対して貸し付ける義務を負う金銭の額の合計額から、当該者から受け入れる貸付金等の回収に係る資金流入額の額の合計額に50%を乗じて得た額の合計額を減じた額 (当該額がゼロを下回る場合はゼロとする。)		
<b>H. 偶発事象</b>		
区分	資金流出率	
① 流動性ストレス時に取消可能なファシリティ	3%	
➤ 取引相手方が信用供与を受ける際に国際統一基準行等に対する事前の通知が必要な場合	0%	
② 信用保証	2%	
③ 顧客のショート・ポジション	50%	
④ 信用金庫連合会の会員である信用金庫に関連する偶発事象	100%	
⑤ 系統金融機関に関連する偶発事象		
⑥ その他偶発事象	自主設定	

資金流出額 (続き)	
I. その他	
区分	資金流出率
① 約定未受渡の有価証券購入	100%
➤ 有価証券が高品質な流動資産（レベル1資産及びレベル2資産）の場合	0%
② 約定未受渡のレポ形式の取引等	100%
➤ 受入資産がレベル1資産	0%
➤ 受入資産がレベル2A資産	15%
➤ 受入資産がレベル2B資産に該当するRMBS	25%
➤ 受入資産がRMBS以外のレベル2B資産	50%
③ 金利及び手数料等の支払	100%
➤ リテール無担保資金調達及びホールセール無担保資金調達等のうち預金等に係るもの	0%、3%、5%、10%、20%、25%、40%又は100% (A・B参照)
④ 無担保の有価証券借入	0%
➤ カバード・ショート・ポジション	100%
⑤ 配当の支払	100%
⑥ その他契約	100%

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

## (3) 資金流入額

資金流入額 (資金流出額全体の75%以内)		
<b>A. 有担保資金運用等</b>		
受入資産の区分	資金流入率 (原則)	資金流入率 (カバード・ショート・ポジション にて用いられている場合)
① レベル1資産	0%	0%
② レベル2A資産	15%	
③ レベル2B資産に該当するRMBS	25%	
④ レベル2B資産(RMBS以外)	50%	
⑤ 有価証券その他の資産(①から④及び⑥に掲げるものを除く。)	100%	
⑥ 適格流動資産以外の資産を担保とする「マージン貸出」に該当するもの	50%	
<b>B. 貸付金等の回収</b>		
取引相手方の区分		資金流入率
① 中央銀行等又は金融機関等		100%
② ①に掲げる取引相手方以外の者		50%
<b>C. 有価証券償還</b>		
有価証券の区分		資金流入率
① 適格流動資産		0%
② ①に掲げるもの以外の有価証券		100%
<b>D. デリバティブ取引等</b>		
区分	資金流入率	
デリバティブ取引等の契約	100%	

資金流入額 (資金流出額全体の 75%以内) (続き)	
E. その他	
区分	資金流入率
① 約定未受渡の有価証券売却	100%
➤ 売却する有価証券が適格流動資産	0%
② 約定未受渡のレポ形式の取引等	100%
➤ 差入資産がレベル 1 資産	0%
➤ 差入資産がレベル 2A 資産	15%
➤ 差入資産がレベル 2B 資産に該当する RMBS	25%
➤ 差入資産が RMBS 以外のレベル 2B 資産	50%
②' 約定未受渡のレポ形式の取引等が再契約の場合	
a. レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で契約を締結している中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル 1 資産であって、受入資産が金銭であるもの (g に掲げるものを除く。)	0%
b. 日本銀行との間で契約を締結している中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産が有価証券その他の資産であって、受入資産が金銭であるもの	
c. レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で契約を締結している中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル 2A 資産であって、受入資産が金銭であるもの (g に掲げるものを除く。)	15%
d. 日本国政府、我が国の中央政府以外の公共部門 (発行する債券のリスク・ウェイトが 20% 以下のものに限る。) 又は国際開発銀行との間で契約を締結しているレポ形式の取引等のうち、差入資産が有価証券であって、受入資産が金銭であるもの (a、c 又は g に掲げるものを除く。)	25%
e. レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で契約を締結している中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル 2B 資産に該当する RMBS であって、受入資産が金銭であるもの (d 又は g に掲げるものを除く。)	
f. レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で契約を締結している中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル 2B 資産 (RMBS 以外) であって、受入資産が金銭であるもの (d 又は g に掲げるものを除く。)	50%
g. レポ形式の取引等のうち、国際統一基準行等が行うプライム・ブローカレッジ業務の相手方のショート・ポジションを充足するために国際統一基準行等が所有する有価証券を差し入れているもの	100%
h. レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で契約を締結している中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産が有価証券その他の資産であって、受入資産が金銭であるもの (a から g に掲げるものを除く。)	
③ 金利、配当及び手数料等の受取	100%
④ 無担保の有価証券貸出	0%
➤ 有価証券がレベル 1 資産	100%
➤ 有価証券がレベル 2A 資産	85%
➤ 有価証券がレベル 2B 資産に該当する RMBS	75%
➤ 有価証券が RMBS 以外のレベル 2B 資産	50%
⑤ その他契約	100%

(出所) LCR 告示より大和総研金融調査部制度調査課作成

以上